

受託等業務に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第51条第1項に基づき、会員の商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）の受託及び委託の勧誘並びにこれらに付帯する業務（この規則では、以下「受託等業務」という。）について、その適正化を図るためのルールを定め、その適正な運営を確保することにより、委託者の保護を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 会員は、商品取引所法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）その他の法令諸規則等を遵守するとともに、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

(適合性の原則)

第3条 会員は、商品市場における取引について、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不相当と認められる受託等業務を行ってはならない。

2 会員は、不相当と認められる受託等業務を行うことのないよう、顧客の属性を調査し、これを厳正に審査することにより、先物取引に不適合と判断される者の参入を防止しなければならない。また、会員は、適合性の審査に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

3 会員は、取引開始後においても、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不相応と認められる過度な取引が行われることのないよう、適切な委託者管理を行うものとする。

4 会員は、前項に定める適切な委託者管理を行うため、顧客カードを作成して保存しなければならない。なお、顧客カードには、本会が別に定める事項を記載しなければならない。

(取引の自己責任原則の徹底)

第4条 会員は、受託等業務を行うにあたっては、主務大臣が制定した「商品先物取引

の委託者の保護に関するガイドライン」(以下「委託者保護ガイドライン」という。)を踏まえ、法第214条に定める勧誘禁止事項を遵守するとともに、法第217条及び第218条に定める説明義務等の履行その他顧客に対する必要な情報の提供により、商品先物取引は投資者自身の判断と責任において行うべきものであることについて、顧客の理解と認識を得なければならない。

(禁止行為)

第5条 会員は、法その他関係法令及び受託契約準則その他関係諸規則に規定するもののほか、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして商品市場における取引の参加に適さないと判断される者を勧誘し、受託すること。
- (2) 商品市場における取引の委託につき、顧客に対し、当該取引に係るもの以外のものであると顧客に誤認されるような仕方での勧誘を行うこと。
- (3) 商品市場における取引の委託につき、顧客に対し、事実に反する事項を告げ又は威迫する言動を交えて勧誘すること。
- (4) 顧客に対し、取引の仕組み、その投機的本質及び損失が発生する可能性等法第217条第1項に規定する事前交付書面に基づいて法第218条第1項に定める説明をしないで勧誘し、受託すること。
- (5) 顧客に対し、商品市場における取引の受託等契約以外の契約を解除することを勧めること。
- (6) 商品市場における取引の委託につき転売又は買戻しにより決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧め又は新規に当該取引を勧めること。
- (7) 各商品取引所において受託契約準則に定める委託の際の指示の全部又は一部について包括的に委任を受けた代理人(同準則で定める代理人を除く。)から受託すること。
- (8) 自己の使用しない者が行う勧誘により受託すること。ただし、次に掲げる場合を除く。

イ 法第190条第1項の規定による許可を受けている者のうち商品市場における取引の委託の取次ぎを受ける業務を営む者が行う勧誘による委託を受ける場合

ロ 外国商品市場において商品取引受託業務を営むことについて当該外国において

法第190条第1項の規定による許可に相当する当該外国の法令の規定による同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている者又はこれに準ずる外国の者であつて各商品取引所が適当と認めた者が外国において行う勧誘による委託を受ける場合

(9) 次に掲げる者が商品投資顧問業者等である場合において、当該商品投資顧問業者等から、当該商品投資顧問業者等が顧客から一任されて行う取引を受託すること。

イ その役員の過半数又は代表する権限を有する役員が当該商品取引員の業務に従事し、又は従事していた者により占められている者

ロ その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の10分の5以上の株式又は出資を当該商品取引員より所有されている者

ハ その役員が過半数又は代表する権限を有する役員が当該商品取引員及びイ又はロに該当する者の業務に従事し、又は従事していた者により占められている者

ニ その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の10分の5以上の株式又は出資を当該商品取引員及びイ又はロに該当する者により所有されている者

(10) 受託等業務に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理し、又は金銭若しくは有価証券の借受けを勧めること。

(11) 顧客に対し、金銭等の融資を求め又は融資を受けること。

(12) 顧客に対し、本人以外の名義を使用させること。

(13) 外務員として登録を受けていない者に登録外務員の類似行為をさせること。

(14) 頻繁に担当登録外務員を交代させること。

(15) 顧客に対し、取引等の損益を共にすることを約束し、又はこれを実行すること。

(16) その他第2条及び第3条の規定の趣旨及び委託者保護に反すると認められる行為をなすこと。

2 会員は、登録外務員が法その他関係法令及び受託契約準則に違反する行為のほか、次に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。

(1) 前項各号に掲げる行為（第8号及び第13号を除く。）

(2) 自己の所属する以外の商品取引員に取引の委託又は委託の取次ぎの引受けを斡旋すること。

(3) 委託者から受けた取引の注文を、その指定された条件と異なった条件で所属商品

取引員（会員に限る。）に通すこと。

(4) 委託者とみだりに金銭等の貸借関係を結ぶこと。

(5) その他登録外務員の職務を怠る等委託者保護に欠ける行為を行うこと。

(広告等)

第6条 会員は、商品取引受託業務の内容に関し、広告その他多数の者に対して同様の内容による情報を提供する行為（以下「広告等」という。）を行うときは、本会が別に定める会員の広告等に関する規則に基づき、適正に実施し管理しなければならない。

(受託業務管理体制の整備)

第7条 会員は、委託者の保護を図るため、受託等業務を行う過程、管理組織、投資者の適合性の審査、契約時の説明、取引意思の確認、過度な取引の抑制等に関する社内体制を整備しなければならない。

2 会員は、委託者の取引の状況及び役職員の営業活動の状況等について、常時、的確に把握し適正な受託等業務を遂行しなければならない。

3 会員は、委託者の意思を尊重し、誠実かつ公正に受託等業務を遂行していることについて記録の整備に努めるものとする。

4 会員は、委託者の注文に係る取引と自己の計算による取引とを峻別するために必要な社内体制を整備しなければならない。

(委託者への取引履歴の開示)

第7条の2 会員は、委託者の保護を図るため、委託者から当該委託者の取引履歴の開示の請求があったときは、別に定めるところにより、委託者別先物取引勘定元帳及び委託者別証拠金等現在高帳を開示するものとする。

(個人情報の保護)

第7条の3 会員は、個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び本会が別に定める個人情報保護ガイドラインに従って、顧客、役職員その他の個人情報の利用目的の特定、公表を行うとともに、必要な諸規程・諸規則の整備及び組織体制の確立に努め、これら個人情報の取得、安全管理、第三者への提供の制限等個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。

(勧誘方針の策定及び公表)

第7条の4 会員は、商品市場における取引の委託の勧誘を行おうとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針を定め、これを公表しなければならない。

2 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約の締結の目的に照らし配慮すべき事項
- (2) 勧誘の方法及び時間帯等に関し顧客に対し配慮すべき事項
- (3) 商品先物取引の理解を得るための説明において配慮すべき事項
- (4) その他、勧誘の適正の確保に関し必要な事項

(受託業務管理規則の制定及び届出)

第8条 会員は、受託等業務の適正な運営及び管理に必要な事項について、委託者保護ガイドライン並びに本会が別に定める受託業務管理規則の制定に係るガイドライン及び商品先物取引の電子取引に係るガイドラインを踏まえ、社内規則として受託業務管理規則を制定し、これを役職員に遵守させなければならない。

2 会員は、前項の規定により受託業務管理規則を制定し又は変更したときは、本会へ届け出るとともに、公衆の閲覧に供しなければならない。

3 本会は、前項の規定により届出を受けた受託業務管理規則を公衆の閲覧に供するものとする。

(指導勧告等の措置)

第9条 本会は、会員の受託等業務の適正な運営を確保し、又は委託者を保護するために必要かつ相当であると認めたときは、定款第51条第2項に基づき、当該会員に対し、書面により次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 受託業務管理規則の遵守に関する指導
- (2) 受託業務管理規則の変更に関する勧告
- (3) 受託業務管理規則の違反に対する処分
- (4) その他必要な措置

2 本会は、第1条の目的を達成するために必要なときは、会員に対し期限を定めて当該会員の受託業務管理規則に関して報告若しくは資料の提出を求め、又は調査するこ

とができる。

3 会員は、前項の規定による調査等があったときは協力しなければならない。

(指導勧告等の会員への周知及び公示等)

第10条 本会は、前条に定める措置を講じたときは、当該措置の内容、措置を行った理由、措置を受けた会員の商号を、他の会員に周知するとともに、本会所在地において10営業日の間公示するほか、1年間、これを本会のホームページに掲載する。

附 則

この規則は、平成3年10月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条、第3条及び第5条第4号を改正。第5条第3号及び第5号を新設。

附 則

この改正は、平成9年2月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第5条第3号及び第4号を新設。

附 則

この改正は、平成10年9月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条、第3条、第6条、第7条及び第8条を改正（但し、第6条第3項は新設）。第3条第2号及び第4号を新設。

附 則

- 1 この改正は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。
- 2 この改正に伴い、「広告に関する規則」（平成9年8月1日施行）は廃止する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、平成11年7月14日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第3条第2項を新設。第4条第2項及び第5条第1項第4号を改正。第4条第1項第2号を削除。

附 則

この改正は、平成12年1月26日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第7条第2項を改正。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第10条を改正。

附 則

この改正は、平成15年3月5日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第10条を改正。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

1. 第6条第3項及び第4項 平成17年3月1日
2. 第7条第2項及び第7条の2 平成17年4月1日

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第1条、第4条第1項（ただし、第1号から第4号までは削除）、第5条第1項第1号、第4号、第6号、第7号、第8号、第10号、第11号、第7条第2項及び第8条第1項を改正。
2. 第4条第2項を削除。
3. 第3条第5項及び第7条の2を新設。
4. 第6条第3項を第4項に繰り下げ、第3項を新設。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第5条第1項第4号及び第8号ロを改正。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第3条第2項、第4条、第7条第1項及び第8条第1項を改正。
2. 第3条第5項を削除。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第7条の2を第7条の3に繰り下げ、第7条の2を新設。

附 則

この改正は、平成19年2月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第8条第1項を改正。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第3条第1項、第3項、第5条及び第6条を改正
2. 第7条の4を新設。

受託等業務に関する規則第7条の2の取扱要領

受託等業務に関する規則第7条の2による委託者への取引履歴の開示に関する取扱要領を、以下のとおり定めるものとする。

第1. 開示の請求に関する手続き

1. 委託者の、会員に対する取引履歴の開示請求は、個人情報保護の観点から、書面によるものとし、その書面は別紙様式に準拠して会員が定める取引履歴の開示に関する請求書（以下「開示請求書」という。）によるものとする。
2. 開示請求書の受付は、郵便、持参又はファックスによるものとする。
3. 開示請求は、委託者本人又は当該委託者の代理人によるものとする。ただし、代理人の範囲は、次に定めるものに限る。
 - (1) 開示を求める委託者本人が委任した代理人
 - (2) 成年被後見人の法定代理人又は当該法定代理人が委任した代理人
4. 会員は、開示請求をした委託者が本人である旨を確認するものとし、その確認のため開示請求書に本人確認のための公的な証明書その他会員が必要と認める身分証明書の写しを添付する旨を求めることができる。
5. 会員は、開示請求が代理人による場合には、正当な代理人である旨の確認及び代理人の本人確認をするものとし、その確認のため代理権を証する書面及び当該代理人の本人確認のための公的な身分証明書その他会員が必要と認める身分証明書の写しを添付する旨を求めることができる。

この場合において、会員は、委託者本人又は法定代理人に対し、その代理人が正当な代理人であることを直接確認することができる。
6. 会員は、開示に係る費用を請求することができる。但し、費用の額については実費相当額とするなど委託者に過大な負担を強いることのないよう、あらかじめ相当な基準を設定するものとする。

第2. 開示請求に対する会員の対応

1. 委託者から開示請求があったときは、会員は、当該委託者に係る開示資料の有

無を調査し、存在しない場合には遅滞なく委託者本人又は代理人に通知するものとする。

2. 会員は、開示資料が存在する場合には、開示請求が受託等業務に関する規則第7条の2及び本取扱要領に則ったものかどうかを審査するものとする。
3. 2. の審査の結果、開示請求に応じることとした場合には、会員は遅滞なく適切な方法により開示するものとする。
4. 会員は、開示請求に関して記録を作成し保管するものとする。
この場合において、2. の審査結果については審査日、審査者、審査過程及び審査内容等を記録するものとする。

第3. 開示請求に応じない場合

会員は、以下の事項に該当する場合には開示請求に応じないことができる。

この場合、会員は理由を付してその旨を委託者本人又は代理人に通知しなければならない。

- (1) 開示請求書が提出されない場合又は提出された場合であっても開示請求書に必要事項が記載されていない場合
- (2) 委託者本人の確認ができない場合、代理人の証明ができない場合又は代理人本人の確認ができない場合
- (3) 委託者本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (4) 会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (5) 第1. の6. により設定した開示に係る費用が支払われない場合

第4. その他

この取扱要領に規定のないものについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第25条その他関係条文の規定に従い適切に対応するものとする。

附 則

1. この取扱要領は、平成18年4月1日から施行する。

別 紙

取引履歴の開示に関する請求書

請求年月日	平成 年 月 日	管理 No.	
ふりがな 委託者名 印	生年月日	性別
ふりがな 現住所	電話 _____ ファックス _____	
開示資料 (該当するものに○)	<input type="checkbox"/> ① 委託者別先物取引勘定元帳 <input type="checkbox"/> ② 委託者別証拠金等現在高帳		
開示請求の理由又は目的：			
開示方法 (該当するものに○)	<input type="checkbox"/> ① 閲 覧 <input type="checkbox"/> ② コピー <input type="checkbox"/> ③ ※		

- ・ ※印の③には、各社が可能な開示方法を記入する。
- ・ 開示資料のコピーの郵送を求められた場合には、送付方法及び送付先の記載を求められることができる。

[代理人が委託者から委任されて請求する場合には以下も記入して下さい。]

ふりがな 代理人氏名 印	生年月日	性別	本人との関係
ふりがな 代理人の現住所	電話 _____ ファックス _____		

受託業務管理規則の制定に係るガイドライン

1. 管理組織

- (1) 社内管理に係る「経営上の責任体制」を明確にすること。
- (2) 受託業務管理規則の実際的な運営が可能となる管理体制を整備すること。
- (3) 管理体制の整備にあたっては、管理業務に従事する者は営業部門に属さない者に担当させて管理組織を構成すること。
- (4) 適合性の審査は管理部門において行うものとする。但し、原則として不適当と認められる勧誘の適用除外に係る審査及び商品先物取引の未経験者に対する保護期間中の取引制限の解除に係る審査の最終審査者は、管理部門に属する取締役以上の者とする。
- (5) 日常の営業活動の監視や委託者の取引の監視等を行う管理担当組織の職務について規定し、実効ある社内管理を遂行すること。

2. 勧誘行為及び取引意思の確認

- (1) 勧誘にあたって顧客に迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘とならないよう、勧誘してはならない時間帯等行ってはならない迷惑勧誘行為を明示し、これらの行為を行わないよう規定すること。
- (2) 勧誘に先立って顧客に告知すべき事項を定め、その告知をした上で顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認する旨規定すること。
- (3) 勧誘を受ける意思のない者及び委託をする意思のない者に対する再勧誘を防止するため、それらの者に係る情報の周知徹底等実効ある措置を講ずること。
- (4) 勧誘・契約・売買指示の各段階において委託者の取引意思を確認するための手続きを明確にすること。その場合、確認手続きが形式化することのないよう、管理部門における確認体制の充実を図ること。
- (5) (2)から(4)の各段階における委託者等の意思を確認したこと、その意思を忠実に履行していること等について、記録を作成し、これを一定期間保存すること。

3. 適合性の審査

- (1) 顧客の適合性の審査は、その知識、経験、財産の状況、受託契約を締結する目的

に照らして不適当な勧誘及び受託とならないよう審査するものであり、そのための属性の把握並びにそれに基づく審査の基準、審査体制及び審査手続きについて定めるとともに、その審査結果について、審査日、最終審査者の氏名、適否の判断、その理由及び根拠を記録し、これを一定期間保存すること。

- (2) 適合性の審査のために把握すべき属性としての氏名、住所、生年月日、職業、収入、資産の状況、投資可能資金額、商品先物取引その他の投資経験の有無及びその程度、受託契約を締結する目的等について情報収集するとともに、これらの情報を含んだ顧客カードを作成して一定期間保存すること。また、顧客の属性情報は一定期間ごとに再調査する等、最新の情報により顧客管理ができるよう努めること。
- (3) 未成年者、成年被後見人、生活保護を受けている者、破産者で復権を得ない者、借入によって商品先物取引を行おうとする者等適合性の原則に照らして商品先物取引を行うのに常に不適当と認められる者を明示し、これらに対する勧誘及び受託を行わない旨を定めること。
- (4) 年金等により生計をたてている者、一定の収入を有しない者、投資可能資金額を超える取引をしようとする者、一定の高齢者等適合性の原則に照らして商品先物取引を行うのに原則として不適当と認められる者を明示し、これらに対する勧誘及び受託は原則として行わない旨を定めること。その場合において、これらに対する勧誘及び受託に係る例外を定める場合には、その基準及び手続きを明確にするとともに、その適否を判断するための審査手続きを規定し、その審査結果について、審査日、最終審査者の氏名、適否の判断、その理由及び根拠を記録し、これを一定期間保存すること。
- (5) 原則として勧誘及び受託を行わない一定の高齢者に該当しない高齢者等商品先物取引を行うのに原則として不適当と認められる者に準じて取扱うべき者を定め、その取扱いについて定めること。
- (6) 社会経験の乏しい若年者についても必要に応じて(5)と同様の措置を定めること。
- (7) 管理部門による適合性の審査が終了する前に約諾書の差入れを受けること、取引証拠金等を受理すること又は取引の受託を行わない旨を定めること。
- (8) 委託者が取引期間中に新たに上記(3)に該当することとなった場合には、新たな取引を受託しないこと等の措置を定めること。

4. 契約時の説明と確認

- (1) 委託者に取引の自己責任を求めするため、約諾書の差入れを受ける前に、事前交付書面を交付の上、これを用いて商品先物取引の仕組み及びリスクその他同書面の記載事項について説明する旨を規定すること。
- (2) 事前交付書面を電磁的方法により交付する場合は、あらかじめ電磁的方法の種類、内容を示して顧客の承諾を書面又は電磁的方法によって得ること及び承諾が得られない場合にはその方法は用いないことその他必要な事項を規定すること。
- (3) 説明を受けたことについての委託者からの確認、委託者が説明内容を理解したことについての確認等の手続きを規定すること。
- (4) 委託者等からの確認書の徴収等により確認手続きを行ったことについて、記録を作成し、これを一定期間保存すること。

5. 商品先物取引の未経験者の保護措置

- (1) 商品先物取引の経験の有無の判断基準について、その時期及び取引期間を明確にすること。
- (2) 未経験者に対する審査並びにその結果に応じて措置すべき受託取引制限額及び保護すべき期間を規定すること。
- (3) 未経験者に対する勧誘・契約にあたっては、商品先物取引の仕組み及びリスクその他事前交付書面の記載事項について分かりやすく説明するとともに、その理解の確認を行い、委託者の取引自己責任を徹底すること。
- (4) 上記(2)の保護すべき期間において受託取引制限額を超える取引の受託の例外を規定する場合には、その要件及び審査手続きを規定するとともに、その審査結果について、審査日、最終審査者の氏名、適否の判断、その理由及び根拠を記録し、これを一定期間保存すること。

6. 不正資金の流入防止措置

- (1) 不正資金の流入防止のための管理及び調査を必要とする対象者を特定すること。
- (2) 当該委託者の取引に係る預託額が一定の基準を超えたときは、不正資金の流入を防止するための調査を開始するものとし、そのための基準等（調査を開始するための基準、調査項目等）を定めること。
- (3) 不正資金の流入防止に係る調査のための体制を整備し、常時当該委託者を調査・

管理できる環境（調査部門と営業部門との連携・協調体制等）を確保するとともに、調査結果に基づく措置を定めること。

- (4) 不正資金の流入防止のための調査に係る記録を作成し、これを保存すること。
- (5) 不正資金の流入があった場合には直ちに当該委託者に対して決済を要請し速やかに精算する等、必要な措置及びその手続きを明確に定め、厳正に運用すること。

7. 委託者との入出金に係る管理措置

- (1) 委託者との間の入金及び出金は原則として振込みにより行う旨を定めること。なお、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合については委託者ごとにその必要性等について個別に審査するなど体制を整備すること。
- (2) 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行うこと。
- (3) 外務員が委託者から現金で入出金したときは、当該外務員以外の役職員が、当該委託者に対し、入出金の額、日時、担当外務員の氏名等について確認する旨を定めること。
- (4) 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応すること。ただし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得ること。

8. 建玉制限等

- (1) 委託者の建玉については、取引所の市場管理規則の遵守について委託者の理解を得ること。
- (2) 市場管理とは別途に、受託者としての建玉制限を行うことがあることについて、委託者の理解を得ること。
- (3) 受託者による建玉制限について、商品先物取引を行うのに原則として不相当と認められる者、商品先物取引の未経験者その他の制限を設ける者に対し、その制限を受ける対象者である旨及びその制限の内容を説明すること。
- (4) 自己取引を行う会員にあっては、自己取引部門を委託者の建玉を取り扱う部署と区分するとともに、役職員を兼務させることのないよう具体的措置を規定すること。

9. 電子取引に係る管理措置

- (1) 会員は、電子取引に係る受託等業務について、商品先物取引の電子取引に係るガイドラインを踏まえて適切に管理すること。
- (2) 電子取引に係る社内管理責任者を定め、電子取引に係る受託等業務の適正な実施について指揮、監督すること。

10. 委託者の疑義等の解明努力

- (1) 委託者からの取引等に係る疑義、相談等について対応する部署を社内に徹底するとともに、委託者に周知すること。
- (2) 取引経過の記録の充実・整備により、積極的に委託者からの疑義の解明に当たるとともに関係資料の提示等により早期に疑義の払拭を行うこと。

11. 広告等に係る管理措置

会員の広告等に関する規則に基づき、「経営上の責任体制」を明確にし、受託業務管理規則における管理体制に組み入れ適切に管理すること。

12. 勧誘方針の策定及び公表

- (1) 勧誘方針の策定について、適合性の原則に基づく勧誘を行うこと、迷惑となる方法、時間、場所等での勧誘を行わないこと、勧誘に当たっては商品先物取引の仕組み、リスク等を十分説明することその他勧誘の適正の確保のために必要な事項を定めること。
- (2) 勧誘方針の公表について、本店、支店その他の営業所等において顧客が勧誘方針を見やすいように掲示する方法若しくは閲覧に供する方法のほか、公衆の求めに応じて自動的に無線通信又は有線電気通信の送信により行う方法を定めること。

13. その他の管理措置

上記に掲げる措置のほか、法令諸規則・受託業務管理規則の遵守、会社のリスク管理の向上等の観点から必要と考えられる管理措置を規定し、社内管理の充実を図ること。

(注) 平成10年 9月 1日制定
平成11年 4月 1日改正
平成12年 3月30日改正
平成14年11月13日改正
平成17年 5月 1日改正
平成18年11月16日改正
平成19年 9月30日改正
平成19年11月28日改正

商品先物取引の電子取引に係るガイドライン

I 趣旨

本ガイドラインは、電子取引における非対面性及び非書面性という特性に鑑み、委託者保護及び商品先物取引の公正性を確保し、委託者の電子取引に対する信頼性を維持、向上させる観点から、会員が留意すべき事項について取りまとめたものである。会員各社は、本ガイドラインを踏まえ、委託者保護及び電子取引に係る受託等業務の健全性と適切性の確保を図る必要がある。

本ガイドラインにおける「電子取引」とは、会員のコンピュータと委託者のコンピュータ、携帯電話又は携帯情報端末等の電子機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して、委託者による取引の委託（売買の注文）、会員における注文の受理、集計又は執行、注文受理の表示又は通知、注文執行結果の表示又は通知、建玉及び値洗い状況の表示又は通知が電子的に認識・処理される取引をいう。

なお、本ガイドラインは勧誘を伴わない電子取引を対象とするものであり、電子取引であっても勧誘を伴う場合には、勧誘に係る様々な規制が適用されることになる。また、本ガイドラインは、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

II 一般的な留意事項

電子取引は、「非対面性」、「非書面性」という特性を有することから、会員は、委託者の自己の責任及び判断を求めるに当たり、次の事項について十分に留意する必要がある。

- ① 電子取引についても、当然に、現行の商品取引所法関係法令及び諸規則が全て適用されること。
- ② 社内規則を作成する等の方法により、電子取引に係る社内管理体制を整備すること。
- ③ 委託者が電子取引を適正かつ円滑に行うために必要と考えられる情報について、

委託者に周知又は連絡すること。特に、商品取引所法関係法令及び諸規則により営業所への備え置き等が求められている書類に係る情報については、委託者に対し周知又は連絡することが必要である。

- ④ インターネット等を利用して提供する取引に関する相場情報等は、委託者にとって分かりやすい表現であって、かつ、必要な情報を含んでいること。

Ⅲ 具体的な留意事項

電子取引について各社において留意すべき事項及び当該留意事項に係る具体的な方策等は、次のとおりである。

1 一般的な事項

(1) 電子取引の業務を開始するに当たって

[留意事項]

- ① 会員は、電子取引の業務を開始しようとする場合には、電子取引の対象となる委託者層、提供しようとするサービスの内容、電子取引を稼働させるシステムの規模、委託者の属性の把握、委託者に対する情報提供及び内部管理体制等について総合的に勘案し検討する必要がある。
- ② 電子取引の非対面性に鑑み、委託者の属性の把握、本人確認及び情報提供のために必要な措置について十分に工夫する必要がある。
- ③ 電子取引に係るシステム構築に当たっては、自社のシステムの能力等に十分に留意する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・電子取引の業務を開始するに当たって留意すべき具体的な事項は以下のとおりと考えられる。

イ 提供しようとするサービスの内容

電子取引において提供するサービスの内容（注文の発注、約定確認、預り明細

確認、取引に関する質問受付等)については、委託者が取引開始前に確認できるような構成にすることが必要である。

ロ システムの規模、サービスの内容を決定するには、電子取引の機械環境を勘案する必要がある。

ハ 委託者の属性の把握

電子取引においても通常の取引の場合と同様に、顧客カードを整備することはもとより、委託者の知識、取引経験、資産状況、受託契約を締結する目的等の属性を的確に把握する体制が求められる。

二 委託者に対する情報提供

取引に関し重大な影響を与える情報を、委託者に迅速かつ正確に提供できる体制が求められる。

ホ 内部管理体制

上記の事項に加え、商品取引所法関係法令及び諸規則により管理・監督することが求められる事項を、適切に管理・監督できる体制を整備する必要がある。

- ・電子取引に係る口座開設の際に、委託者が顧客カード記載事項等の必要な情報を提供しない場合には、口座開設手続きを中断する等の措置を取ることも考えられる。

(2) 商品先物取引

[留意事項]

- ① 電子取引において取り扱う商品又は取引について、各社において、自社の実務上の観点のみならず、電子取引の対象となる委託者の適合性及び説明事項に係る情報提供の観点から、取り扱う範囲を決めておく必要がある。
- ② 電子情報処理組織を利用する取引の非対面性、非書面性の特性に鑑みリスクの高い商品先物取引を対象とすることから、各社においてその委託者の適合性、取引リスクの開示、取引の仕組み等の情報提供について配慮し、取引開始に当たっての手續等を定める必要がある。

[具体的な方策等]

- ・取引開始に当たっての手續きとしては、以下のものが考えられる。

イ ホームページにおいて、商品先物取引の仕組み及びリスクの説明について表示

を行う。

ロ 委託者の説明の内容についての確認を、ホームページ又は電子メール等電磁的方法により連絡を受ける。

ハ 取引の自己責任をより一層確かなものとするためには、ホームページ又は電子メール等により内容を確認した旨の連絡を受けた委託者に対し、その内容について確認を行い、取引を開始することに関し問題がないと判断した顧客について、当該取引を開始する。

(なお、商品取引所法関係法令及び諸規則において説明書(事前交付書面)の交付、説明及びその理解の確認が義務付けられていることに留意する必要がある。この場合において、説明及びその理解の確認はもとより事前交付書面についても電磁的方法により提供することができる。)

(3) 取引に係る基準

[留意事項]

- ① 過度な取引の抑制及び取引・決済の安全性の確保の観点から、会員の受託業務管理規則その他の社内規則において、取引に係る基準を定めるとともに、取引開始に先立って委託者に対し当該基準を知らしめる必要がある。
- ② システム上において、委託者からの預り資金残高、値洗損益等の状況により取引の注文を制限する機能を設けている場合には、取引開始に先立って委託者に対し当該機能を知らしめる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・委託者に事前に知らしめる制限として、例えば以下のものが考えられる。
 - イ 受託契約準則において制約されている事項(証拠金不足等による強制手仕舞等の措置)
 - ロ 商品取引所が定めた建玉制限、値幅制限その他市場管理に関する事項
 - ハ 会員各社が自主的に設けた基準や制約等
 - ニ 委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に基づく取引に関する制約
- ・これらの制限に抵触する場合又は抵触するおそれがある場合の措置についても、委

託者に対して事前に知らしめる必要がある。

(4) 電子取引に係る契約

[留意事項]

- ① 通常の対面取引の場合と同様に顧客からの口座開設の申し込みを受け、約諾書の差し入れを受けるとともに、必要事項を盛り込んだ電子取引に係る契約を締結する必要がある。
- ② ID・パスワード等を利用する場合には、それらについて事前に届出・確認を受ける必要がある。
- ③ 契約に際し、あらかじめ受託契約準則に定められた所要の事項を記載した書面を委託者に交付又は電磁的方法により提供する必要がある。

[具体的な方策等]

・電子取引に係る契約において盛り込む必要があると考えられる事項としては、通常の取引契約において規定される項目のほか、例えば以下の項目が考えられる。

イ 取引の利用時間

利用時間に制約がある場合にはその旨を規定する。

ロ 取引の種類

取引の種類に制約がある場合にはその旨を規定する。

ハ 取引の対象となる上場商品及び上場商品指数の種類

取扱上場商品等に制約がある場合にはその旨を規定する。

ニ 取扱数量等の範囲

取扱数量、取引金額その他取引に関し制約がある場合にはその旨を規定する。

ホ 取引の注文、取消し又は変更に関する事項

受注の定義、注文の有効期間、注文の受付・取消しの方法その他注文に関し制約がある場合にはその旨を規定する。

ヘ 受渡しに関する事項

受渡しのルール及びその方法その他市場管理上の制約を設けている場合にはその旨を規定する。

ト 免責事項

委託者の損害に関し会員が免責となる場合について規定する。

チ 委託者のコンピュータ、携帯電話又は携帯情報端末等の電子機器の性能等
委託者がある一定以上の性能のコンピュータ、携帯電話又は携帯情報端末等の
電子機器を有していることが取引の条件となる場合には、その旨を規定する。

リ 解約の取扱い

電子取引に係る契約の解約について規定する。

ヌ 特別な状況における委託者への連絡方法

(5) 免責事項

[留意事項]

- ① 委託者との紛争防止の観点から、電子取引に係る契約において、委託者の損害に関し会員が免責される事項を明確にする必要がある。
- ② 免責事項は、消費者契約法（平成12年法律第61号）等を踏まえ委託者の利益を一方的に害することのないよう留意する必要がある。
- ③ 免責事項は取引開始に先立って委託者にその内容を知らしめる必要がある。

[具体的な方策等]

・免責事項としては、例えば以下の事例が考えられる。

イ 通信機器又は通信回線の障害による損害

ロ ID・パスワード等の一致を確認して行った取引による損害

ハ ID・パスワード等の誤使用等により取引を制限・中断したことによる損害

ニ 委託者が契約事項等に反した取引による損害

ホ 通信回線の傍受等による損害

へ 法令、受託契約準則、電子取引に係る契約等に基づく措置に起因する損害

(6) 委託者相談窓口等の設置

[留意事項]

- ① 委託者からの問い合わせ・苦情への対応及びシステム障害等への対応等として、委託者相談窓口等を設置する必要がある。

- ② 委託者からの問い合わせ・苦情等について迅速に対応できるよう委託者相談窓口には適切な人員配置を行う必要がある。
- ③ 委託者相談窓口の連絡先等については、ホームページに表示するだけでなく、取引開始に先立って委託者に書面又は電子メール等により通知する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・問い合わせ窓口としては、自社の問い合わせ窓口のほか、本会の相談センターの連絡先をホームページに表示することが考えられる。
- ・委託者相談窓口を設置するほか、ホームページにおいてもQ&Aを設け、委託者からの問い合わせのうち典型的なものを表示することも考えられる。

2 内部管理体制の整備及び取引の安全性確保に係る事項

(1) 所管部署の設置

[留意事項]

電子取引について所管部署を設け、電子取引に係る内部管理体制を整備する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・受託業務管理規則の制定、管理組織の構築等所要の管理体制を整備する必要がある。
- ・業務内容に応じ複数の部署において業務を担当することも考えられる。
- ・電子取引の日常的な管理・運営のほか、システム障害等不測の事態が発生した場合に速やかに対応できる体制を整える必要がある。

(2) 取引内容の監視・審査

[留意事項]

- ① 委託者の取引について違法性の疑いがないかを監視・審査ができるよう体制を整備する必要がある。
- ② 委託者の取引について本会の自主規制規則による適合性の原則及び不正資金の流

入防止の観点から著しく不適合な取引が行われていないかを監視・審査ができるよう体制を整備する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・監視・審査は、通常取引と同様に管理部門において行うことが考えられる。
- ・委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的を踏まえ適切な取引となるよう、電子取引の特性を踏まえた適切な取引管理体制を整備する必要がある。
- ・不正資金の流入防止の観点から、本会の定める受託業務管理規則の制定に係るガイドラインを踏まえ、適切な取引管理体制を整備する必要がある。
- ・委託者の不公正取引防止のための、会員における適切な取引管理体制を整備する必要がある。具体的な項目としては、以下のものが考えられる。
 - イ 当月限（納会日を含む。）の売買注文又は取引の受注管理
 - ロ 立会における市場管理上の措置・要請を委託者へ周知徹底
 - ハ 誤発注等により公正な価格形成が妨げられるおそれのある取引に対する受注管理
- ・不公正な取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った委託者に対し注意喚起を行うとともに、改善が見られない場合には新規注文の発注を停止及び取引の処分等適切な措置を講じる必要がある。

(3) 本人確認

[留意事項]

委託者の本人確認については、電子取引の非対面性に鑑み、より一層の留意が必要である。

[具体的な方策等]

- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づいた本人確認事務を確実にを行う必要がある。また、委託者の状況により、必要に応じて追加的措置を講じることも考慮する。

(4) ID・パスワード等の取扱い

[留意事項]

- ① 委託者のID・パスワード等を適性かつ厳正に取り扱うため、受託業務管理規則その他の社内規則において、それらの取扱いを定める必要がある。
- ② ID・パスワード等については、取引開始に先立って、委託者の届出又は確認を受け、ないしは交付する必要がある。
- ③ 委託者に対し、ID・パスワード等を他に漏らさぬよう注意喚起する必要がある。

[具体的な方策等]

・ID・パスワード等の取扱いについて社内規則において定める事項としては、例えば以下の事項が考えられる。

イ 登録手続き

社内におけるID・パスワード等の登録手続きについて規定する。

ロ 登録対象委託者

ID・パスワード等の登録対象となる委託者の範囲を規定する。

ハ 管理部署

ID・パスワード等の管理部署を規定する。

ニ 守秘義務

ID・パスワード等の取扱いに伴う守秘義務について規定する。

ホ ID・パスワード等失念の場合の取扱い

委託者がID・パスワード等を失念した場合の取扱いについて規定する。

ヘ ID・パスワード等の変更

委託者がID・パスワード等を変更する場合の取扱いについて規定する。

(5) セキュリティーの確保

[留意事項]

委託者のプライバシーの保護、アクセスキー（ID・パスワード等）の保護及び取引の安全性の確保の観点から、セキュリティーの安全性、信頼性の確保について所要の措置を講ずる必要がある。

また、システムのセキュリティーについても同様に措置する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・セキュリティの確保については、委託者から注文を受ける際だけでなく、約定通知等を委託者に対しホームページ又は電子メールにより連絡する場合についても十分に留意する必要がある。
- ・セキュリティの確保については、今後の技術革新が予想されることから、定期的に見直しを行う必要がある。
- ・セキュリティ確保の方策としては、例えば以下のような事項が考えられる。

イ 交信情報の暗号化

ロ ネットワーク不正侵入に対する防止策

ハ コンピューターウイルスに対する防止策

(6) 発注の方法

[留意事項]

I D・パスワード等を委託者に入力させることにより、口座を開設した者以外の者が発注することを防ぐ必要がある。

[具体的な方策等]

- ・委託者が入力したパスワードについては、画面上は当該番号ではなく*（アスタリスク）等により表示されることが必要である。
- ・I D・パスワード等の入力画面については、委託者が意識的に操作しない限り注文が発注されないような仕組みを考える必要がある。

(7) 記録の保存

[留意事項]

取引の公正性の確保及び委託者との紛争の未然防止のため、取引の注文及びその処理結果等委託者とのホームページ又は電子メールによる交信内容について、電磁的方法により記録し、5年間これを保存する必要がある。（商品取引所法施行規則第105条第2項第4号）

[具体的な方策等]

- ・法令により記録の保存義務がある法定帳簿書類のほか、ホームページ又は電子メールによる交信の内容についても、内容の重要性等必要に応じ保存することが考えられる。
- ・記録の保存に当たっては、内容を改ざんされないことがないように十分に留意する必要がある。

(8) システムの信頼性・安全性に係る監査

[留意事項]

システムの信頼性・安全性確保の観点から、適切な外部監査を導入することが望ましい。また、外部監査を導入している場合には、その旨を開示することが望ましい。

(9) システム障害等への対応

[留意事項]

- ① 電子取引に係る安全性の確保及びシステム障害等の不測の対応のため、適切な人員配置を行うなど社内の内部管理体制を整備する必要がある。
- ② システム障害等が発生した場合に備え、十分なバックアップ体制を敷くとともに、会員各社においてシステム障害等の態様に応じて取るべき対策（コンテンジェンシー・プラン）を作成しておく必要がある。
- ③ システム障害の発生を想定した訓練を定期的に行うことが望ましい。

[具体的な方策等]

- ・システム障害等への対応としては、委託者への連絡等所要の措置を講ずるために必要な内部管理体制を整備する必要がある。
- ・コンテンジェンシー・プランにおいて規定すべきと考えられる事項は、例えば以下のとおりである。
 - イ 担当部署・責任者に関する事項
 - ロ 社内連絡・社外連絡（本会への報告を含む。）に関する事項
 - ハ 人員確保に関する事項

- ニ 委託者との連絡に関する事項（ホームページ上での表示を含む。）
 - ホ 受注業務に関する事項
 - へ 受渡・決済業務に関する事項
 - ト 委託者管理に関する事項
 - チ システム障害等の復旧に関する事項
- ・訓練の結果を踏まえ、必要に応じ、コンテンジェンシー・プランの見直しを行うことが考えられる。

(10) システム障害の記録・報告

[留意事項]

- ① システム障害が発生した場合には、その状況及び対応の経緯等について記録し、適宜、再発防止策を講じる必要がある。
- ② 一定のシステム障害が発生した場合には、障害等の発生の経緯、処理状況等を記録した報告書を本会に提出する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・システム障害について記録する項目としては、例えば以下のものが考えられる。
 - イ 発生日時
 - ロ 復旧日時
 - ハ 障害の状況
 - ニ 障害の原因
 - ホ 復旧までの影響
 - へ 対応方法
 - ト 再発防止策
 - チ 委託者からの照会状況及び対応状況
- ・以下に掲げるシステム障害が発生した場合には、本会に報告書を提出する必要がある。（ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。）
 - イ 委託者への返還資金等の返還遅延等が生じているもの又はそのおそれがあるもの

- ロ 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの
- ハ 取引の受注等に支障が生じ、苦情・紛争の原因になると思われるもの
- ニ その他、イ、ロ又はハに類すると考えられるもの

3 委託者に対する情報の提供及び取引の手続きに係る事項

(1) 商品取引所法に基づく許可書面又は営業標識の掲示等

[留意事項]

商品取引所法に基づく許可を受けていない者の受託類似行為を排除し、もって委託者の保護を図るため、当該会員が商品取引所法第 190 条に基づく許可を受けた真正な商品取引員であることを委託者に認識させることが望ましい。

[具体的な方策等]

- ・商品取引所法第 190 条に基づく商品取引受託業務の許可の書面又は同法第 198 条に規定する標識をホームページにおいて掲示する方法が考えられる。
- ・本会ホームページの会員名簿のページへのリンクを設けるという方法も考えられる。

(2) 会員の企業情報の開示

[留意事項]

委託者の自己責任原則に係る前提として、ホームページにおいて会員の企業情報の開示に関する規則に基づき会員の企業情報を開示する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・会員のホームページにおいて当該会員のディスクロージャー資料を掲載する方法や本会ホームページ（情報開示）へのリンクを設ける方法も考えられる。

なお、会員の企業情報の開示に関する規則に基づく開示項目は、以下のとおりである。

① 年次ディスクロージャー項目記載要領の開示項目

- イ 会社の概要（会社名等、会社の沿革、会社の目的、事業の内容、営業所の

状況、財務の概要（資本金、純資産額、総資産額、営業収益、経常利益、当期純利益）、発行済株式総数、主要株主名、役員の状況、従業員の状況）

ロ 営業の状況（営業方針、当社及び当業界を取り巻く環境、営業の経過及び成果、対処すべき課題、受託業務管理規則、外務員の登録状況、委託者数、苦情、紛争、訴訟に関する事項）

ハ 経理の状況（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、監査に関する事項、財務比率（純資産額規制比率、純資産額資本金比率、自己資本資本金比率、自己資本比率、修正自己資本比率、負債比率、流動比率））

② 月次ディスクロージャー項目記載要領の開示項目

取引関連事項（月間売買高、月末建玉状況）

（３） 電磁的方法による書面の提供等

〔留意事項〕

電磁的方法により事前交付書面を提供し、契約関係書類を受領し、又は委託者への報告書類の提供を行う場合には、その書類名を明示する必要がある。（最新の受託契約準則、委託のガイド等を電磁的方法により提供することが望ましい。）

〔具体的な方策等〕

- ・電磁的方法の具体的な内容については、商品取引所の受託契約準則等運用基準に示された方法・記載事項に基づく必要がある。

（４） 口座開設基準

〔留意事項〕

委託者の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、各社で参入基準を設け、その不適合者については口座を開設しない旨を、口座開設申込書及びホームページ等により委託者に知らしめる必要がある。

〔具体的な方策等〕

- ・委託者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた参入基準の制定及びそれに基づく具

体的な対応としては、以下のものが考えられる。

イ 参入基準

各社の受託業務管理規則において参入基準を設け、商品先物取引の仕組み・リスク等を鑑み、委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不適合と認められる者の参入を防止する。

ロ 適合性の審査

口座開設申込書等により委託者の属性を入手し、参入基準に基づき社内審査を行う。

ハ 委託者への連絡

審査の結果不適合と判断された委託者に対しては、口座開設ができない旨を通知し、電子取引による受注が受けられない旨を知らしめる。

- ・口座開設又は取引開始を断る際にその理由を委託者に開示しない場合には、あらかじめ断ることもある旨を委託者に知らしめて注意喚起することが望ましい。

(5) システム構成の開示

[留意事項]

電子取引に係るシステム構成については、委託者が会員を判断する際の要因の一つとなり得る事項であり、また、委託者のシステムに対する信頼性を確保する観点からも、自社のシステム構成についてホームページにおいて開示することが望ましい。

[具体的な方策等]

- ・システム構成について開示する場合の項目としては、例えば以下の項目が考えられる。
 - イ 安全対策の概要（バックアップ体制の有無等）
 - ロ サーバーの状況・容量
 - ハ 回線の状況
- ・システム構成を開示するに当たっては、ネットワークへの不正侵入の被害を受けないよう、その内容に留意する必要がある。

(6) 商品先物取引に係る説明

[留意事項]

- ① 電子取引の非対面性に鑑み、商品取引所法関係法令及び商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン（以下、「委託者保護ガイドライン」という。）並びに諸規則を踏まえて、商品先物取引の仕組み及びリスクその他の事項について事前交付書面である委託のガイドをホームページにおいて掲載し、口座開設前にその理解の確認を電磁的方法等により行う必要がある。
- ② 会員が委託のガイドの他に説明を掲載する場合には、委託のガイドの内容に準じるものとし、その説明は、平易な言葉により分かりやすく行うよう留意する必要がある。
- ③ 商品先物取引の仕組み及びリスク等に係る説明内容について、委託者からホームページ、電子メール、電話等により質問を受け付ける体制を整備するとともに、その旨をホームページに表示する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・委託者保護ガイドラインの「C. 説明義務等関係」に示された手順により説明事項を説明し、委託者が理解した旨を、顧客が操作するコンピュータ、携帯電話又は携帯情報端末等の電子機器の画面上で表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で確認する必要がある。
- ・商品取引所、業界団体等において商品先物取引に係る説明を行っている場合には、自社のホームページにおいて当該機関をリンク先とし、当該機関のホームページにおいて委託者が情報を入手することも考えられる。

(7) システム障害時の代替手段等

[留意事項]

システム障害が発生する可能性がある旨及びシステム障害が発生した場合の委託者への連絡その他の対応について、あらかじめ委託者に周知する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・委託者に知らしめる方法としては、口座開設時に書面又は電子メールにより案内する方法のほか、ホームページに表示する方法が考えられる。

(8) 取引の受託等

[留意事項]

- ① 取引開始に先立って委託者に対し自社のシステムにおいて可能な注文方式に係る機能について明示する必要がある。
- ② 委託者による不公正な取引につながる行為を未然に防止するため、ホームページ等において注意喚起を行う必要がある。
- ③ 委託者がホームページにおいて入力した注文及びその取消指示等を会員が受託するに当たっての流れ・手続き等について、取引開始に先立って委託者に知らしめる必要がある。

また、既に取引が成立した場合等注文取消を受け付けられない場合についても、同様に委託者に知らしめる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・委託者は、自身が注文の内容又は注文取消の旨をホームページにおいて入力したことをもって、当該注文又は注文取消しが受託されたと誤解することが予想されることから、注文又は注文取消しが受託されるまでの流れについて委託者に知らしめる必要がある。
- ・会員が委託者の注文・注文の取消しを承諾したことを明確にするための方法としては、会員が委託者からの注文・注文の取消しを受託した場合、直ちにその旨をホームページ又は電子メール等により連絡することが考えられる。
- ・注意喚起の内容としては、委託者の不公正な取引につながる行為等を示すことが考えられる。

(9) 発注時の誤入力防止の対応について

[留意事項]

電子取引の非対面性・非書面性に鑑み、入力した注文内容を委託者が再度確認する

画面を作成する必要がある。

〔具体的な方策等〕

- ・ 確認画面については、委託者が意識的に操作しない限り注文が発注されないような仕組みを考える必要がある。
- ・ いわゆるダブリ注文を防止するため、受注した注文の状況（成立・不成立の別）を委託者が確認できる画面を設定することも考えられる。

(10) 受渡決済の可否及びその方法

〔留意事項〕

電子取引における受渡しによる決済の可否、対象となる上場商品及び受渡しの方法等について、取引開始に先立って委託者に知らしめる必要がある。

〔具体的な方策等〕

- ・ 電子取引においては、通常取引に比べ受渡方法が制限されることが考えられるため、受渡方法については、取引を開始する前に委託者に知らしめることが必要となる。
- ・ 商品取引所の上場商品特性に鑑み、当該上場商品の受渡しに係る制度的な専門性を考慮し、事前に以下の事項を確認する必要がある。
 - イ 当月限の建玉に対する受渡しの有無についての意思確認
 - ロ 受渡しの意思のない場合の建玉決済に係る確認（例えば、納会日の○日前までに決済する旨）
 - ハ 受渡しの意思確認後における受渡要件の確認
 - ニ 受渡要件等確認後の委託者への対応

(11) 委託手数料等の説明

〔留意事項〕

取引開始に先立って、委託手数料の額及び徴収時期等について、委託者に知らしめる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・本会会長通達（平成 16 年 11 月 19 日・16 日商協発第 902 号）において、委託手数料の額及び徴収時期について、あらかじめ、書面の送付、メール又はホームページへの掲載等により知らしめておくこととされている。

(12) 注文約定等の報告

[留意事項]

電子取引の非対面性に鑑み、売買報告書等による通知に先立って、注文の成立後速やかにホームページ又は電子メール等により当該注文が約定した旨を委託者に報告する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ホームページ又は電子メール等により約定した旨を報告した場合であっても、電磁的方法又は郵送等により売買報告書を提供又は交付する必要がある。

(13) 取引不成立の場合の取扱い

[留意事項]

- ① 注文のあった取引の不成立が確定する時間等について、取引開始に先立って委託者に知らしめる必要がある。
- ② 注文のあった取引が不成立となった場合には、速やかにその旨をホームページ又は電子メール等により委託者に報告する必要がある。
- ③ 注文の有効期限について、取引開始に先立って委託者に知らしめる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・注文の不成立の確認が、取引時間終了後数時間を要することも考えられるので、最終的に不成立が確認される時間について、取引を開始する前に委託者に知らしめる必要がある。
- ・委託者が注文の執行状況を確認する手段として、注文の成立状況等を一覧にして確

認できる画面を作成することも考えられる。

- ・注文の有効期限については、ホームページにその旨を表示する等の方法により、取引の都度、委託者に知らしめることが望ましい。

(14) 掲示板の運営

[留意事項]

自社のホームページにおいて、掲示板を運営する場合には、当該掲示板において不法又は不適切な書き込みが行われないための適切な措置を講ずる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・不法又は不適切な書き込み防止の具体的な措置としては、例えば、以下のような方法が考えられる。
 - イ 掲示板の管理責任者を定める。
 - ロ 書き込みの内容について事前の確認を行ったうえで、掲示板に掲載する。
 - ハ 掲示板の利用に際し、書き込みを行うことのできる者を委託者等に限定するなど、ログイン範囲及びログイン管理の方法を設定する。
 - ニ 書き込みの内容について監視を行い、商品取引所法関係法令及び諸規則に違反する書き込みや不適切であると考えられる書き込みが発見された場合には、当該書き込みを削除する。
- ・個別企業、個別商品に係る書き込みについては、特に留意する必要がある。

(15) 誤認防止のための措置

[留意事項]

他の会社のホームページにリンクを張る場合、他の会社のホームページからのリンクを認める場合には、委託者が自社のホームページと他社のホームページを誤認することを防止するための適切な措置を講ずる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・誤認防止のための具体的な措置としては、例えば、以下のような方法が考えられる。

① 他の会社のホームページにリンクを張る場合

イ リンクを設定した画面上にリンク先の会社名等を表示する。

ロ 他の会社のホームページに移る際に、委託者が会員のホームページから離れる旨を表示する。

ハ リンク先のホームページは、リンク先の会社名等が表示されている画面とする。

② 他の会社のホームページからのリンクを認める場合

イ 他の会社のホームページからのリンクを設定した画面上に会員名等を表示する。

ロ リンクページは、会員名等が表示されている画面とする。

- ・個別商品の説明画面に直接リンクするような場合には、誤認防止のための措置に関し特に留意する必要がある。

4 法令・諸規則の遵守に係る事項

(1) 個人情報の取扱い

[留意事項]

- ① 個人情報の保護に関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、関係諸規則、各省庁のガイドライン並びに本会の自主規制規則及び個人情報保護ガイドライン等に基づき、個人情報の保護に関する社内体制及び関係諸規則を整備する必要がある。
- ② 個人情報の取扱いに関する方針をあらかじめ委託者に公表する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・公表する方法としては、ホームページに表示する方法が考えられる。

(2) 広告に係る規制

[留意事項]

電子取引に係る広告に当たっては、広告に係る法令諸規則に十分に留意する必要がある。

ある。

[具体的な方策等]

- ・電子取引に係る広告を行う場合には、商品取引所法、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）や不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）等の法令及び会員の広告等に関する規則を踏まえ、適切に実施する必要がある。
- ・会員は広告管理責任者を設置し、広告に関する法令諸規則の遵守を監視・審査することが求められる。

(3) 取引の受託等に係る規制

[留意事項]

電子取引による適切な受託業務の実施を確保するため、電子取引に係るシステムの構築及び運営に当たっては、取引の受託等に係る商品取引所法関係法令及び諸規則並びに商品取引所における市場管理に関する規制に十分に留意する必要がある。

また、取引の受託等に係る主な規制については、ホームページにおいてその内容を表示する等の方法により、委託者に知らしめる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・取引の受託等に係る禁止行為は概ね以下のとおりである。
 - イ 仮装取引、仮名取引（法第116条第2号）
 - ロ 通謀（法第116条第3号）
 - ハ 相場操縦（法第116条第4号）
 - ニ 風説の流布（法第116条第6号）
 - ホ 虚偽の表示（法第116条第7号）
 - ヘ のみ行為（法第212条）
 - ト 一任売買（法第214条第3号、準則第25条第1項第1号）
 - チ 仕切拒否・返還遅延（規則第103条第1号）
 - リ 地位利用等による取引（規則第103条第2号）
 - ヌ 無断売買（規則第103条第3号、準則第25条第1項第2号）
- ・商品取引所の市場管理上の特別又は非常措置（市場管理要綱）

(4) 自社の役職員に対する指導・監督

〔留意事項〕

自社の役職員が電子取引を利用して商品取引所法関係法令及び諸規則に違反する行為、そのおそれがある行為又はその温床となり得る行為を行うことのないよう社内規則を定め、指導・監督を行う等適切な措置を講じる必要がある。

〔具体的な方策等〕

- ・役職員に対し指導・監督を行う項目としては、例えば以下のような項目が考えられる。
 - イ 掲示板への商品先物取引に関する事項の書き込み
 - ロ 役職員による商品先物取引に係る掲示板の運営
- ・商品取引所法関係法令及び諸規則に違反する行為、そのおそれがある行為又はその温床となり得る行為としては、例えば以下のようなものが考えられる。
 - イ 商品市場に関する根拠のない噂等の書き込み
 - ロ 同業他社及び他の登録外務員の誹謗中傷
 - ハ 営業に利用することを目的とした取引委託の勧誘に係る書き込み（営業広告については事前の社内審査が必要となる。）

平成 18 年 11 月 16 日制定

平成 18 年 11 月 16 日施行

平成 19 年 9 月 30 日改正

平成 20 年 6 月 2 日改正

勧誘規制、適合性審査、説明義務の履行に関する 受託業務管理規則の改正のためのマニュアル

日本商品先物取引協会

改正商品取引所法の趣旨及び商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン（以下「委託者保護ガイドライン」という。）を踏まえ、会員が行う勧誘規制、適合性審査、説明義務の履行に関する受託業務管理規則の改正のためのマニュアルを次のとおり定めた。

本マニュアルは、あくまでも会員が受託業務管理規則を改正するに当たっての手引書として位置付けられるものであり、会員各社においては、本マニュアルを参考とし、創意工夫を十分に凝らし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じた受託業務管理規則を自主的に作成し、商品取引受託業務の健全性と適切性の確保に努められたい。本会においては、本マニュアルに基づいて会員ごとに受託業務管理規則の改正に係る審査を行うこととなるので、ご了解ありたい。

なお、現行の受託業務管理規則で定めている規定のうち、法令諸規則（委託者保護ガイドラインを含む）よりも高いレベルで自己規制している部分については、今回の改正に際して緩和することのないよう留意されたい。

1. 管理組織について

(1) 経営上の責任の明確化について

- ① 経営陣が委託者に係る管理及び登録外務員等の受託等業務に係る管理の責任を負うことを定めているか。
- ② 違反者に対する社内処分を定めているか。
- ③ 受託業務管理規則の制定及び改廃を取締役会の決議事項とする旨を定めているか。

(2) 管理体制の整備及び職務、監視機能の明確化について

- ① 本店レベルでは営業部門から独立した組織である管理部門を設置しているか。

- ② 支社、支店、営業所等（以下「支店等」という。）については、本店と同様に本店管理部門の直轄として営業部門から独立した部署を設置しているか。
- ・本店管理部門の直轄の部署でなく、総務部門等の内勤管理体に所属する場合には営業部門と兼務しない旨を定めているか。
- ③ 管理部門を総括する最高責任者（以下「総括管理責任者」という。）を取締役以上の者とし、原則として不相当と認められる勧誘の適用除外に係る審査、商品先物取引の未経験者に対する保護期間中の取引制限の解除に係る審査の最終審査者として定めているか。
- ・最終審査者は営業部門を兼務していない取締役以上と定めているか。
 - ・最終審査者が不在の際の措置として副責任者を定めているか。その際、日常的な審査業務まで代理できるような規定は望ましくない。
- ④ 支店等の役員クラスの者（以下「統括管理責任者」という。）を日常の適合性審査の審査者として定めているか。
- ・統括管理責任者についても営業部門を兼務しない旨を定めているか。
 - ・役員クラスとは取締役、執行役員、部長をいう。それらに該当する者がいない支店等にあっては該当者が在籍している他の支店等において審査を行う旨を定めているか。
- ⑤ 管理部門の日常的な営業部門（登録外務員を含む）に対する監視及び指導等の権限並びに委託者の取引等に関する監視等の職務内容を定めているか。
- ・委託者の取引の状況、投資可能資金額、資産の状況について常時把握し、意味のない直し、途転、両建等が行われることのないよう常時監視する体制を定めているか。
 - ・総括管理責任者による取締役会での管理業務（社内審査及び営業部門に対する牽制）に関する定期的な報告を定めることが望ましい。
 - ・苦情、紛争が発生した場合の営業部門に対する調査権限を定めているか。
 - ・違反者に対する社内制裁に関する決裁権又は決裁権者に対する意見具申を定めることが望ましい。

2. 勧誘行為及び取引意思の確認について

(1) 迷惑勧誘行為の明確化について

委託者保護ガイドラインに規定された迷惑を覚えさせるような勧誘を定めているか。

- ・ 迷惑な時間帯（午後〇時から午前〇時）を定めることが考えられる。
- ・ 顧客の意思に反した長時間に亘る勧誘の定義を定めることが考えられる。
- ・ 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法で勧誘しないことを定めているか。

(2) 勧誘に先立って顧客に告知すべき事項の明確化について

- ① 勧誘に先立って顧客に会社の商号、登録外務員の氏名、商品先物取引についての勧誘であること等の告知すべき事項及び当該事項を告知する旨を定めているか。
- ② 顧客に告知したことの記録の作成、保存期間を定めているか。
 - ・ 告知したことの記録として、告知した顧客の氏名、告知した日時・場所、告知した登録外務員の氏名等を定めることが考えられる。
 - ・ 取引終了後3年間（取引に至らなかった顧客の記録の保存は不要）を記録の保存期間として定めることが考えられる。

(3) 勧誘を受ける意思の有無の確認の明確化について

- ① 勧誘に先立って上記(2)の告知をした上で顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認する旨を定めているか。
- ② 顧客の勧誘を受ける意思の有無の確認記録の作成、保存期間を定めているか。
 - ・ 確認したことの記録として、確認した登録外務員の氏名、確認した顧客の氏名、確認した日時・場所、顧客の意思表示の内容等を定めることが考えられる。
 - ・ 取引終了後3年間（取引に至らなかった顧客の記録の保存は不要）を記録の保存期間として定めることが考えられる。

(4) 再勧誘を防止するための対策の明確化について

- ① 勧誘拒否者に対する勧誘を行わない旨を定めているか。
- ② 勧誘拒否者に係る情報の記録、社内周知の項目や方法を具体的に定めているか。
 - ・ 勧誘拒否者に関する記録として、顧客の氏名、住所、電話番号、意思表示のあった日時・場所、受信者の氏名等を定めることが考えられる。
 - ・ 勧誘拒否者に関する情報を集約する部門を定め、当該部門が社内掲示、ファク

シミリ、メール等により社内に周知して営業部門（登録外務員）に対して再勧誘することのないよう体制を整備することが考えられる。

3. 適合性の審査について

(1) 審査手続き等の明確化について

- ① 顧客の属性に係る具体的情報の内容及び収集方法を定めているか。
 - ・口座設定申込書等の書面を用い、顧客の申告に基づいて情報を収集し、最終的に顧客カードに記録する旨を定めているか。
 - ・属性情報の項目として、氏名、住所、生年月日、職業（役職・職務）、収入、資産の状況（流動資産や借入金の状況等を考慮した実質的な資産）、投資可能資金額（損失を被っても生活に支障のない範囲）等を定めているか。
 - ・収入、資産は、顧客から可能な限り詳細な額の申告を受ける旨を定めることが望ましい。
 - ・投資可能資金額は、顧客から具体的な金額の申告を受ける旨を定めているか。
 - ・顧客カードに記載された属性情報を最新の内容に保つための方法を定めることが望ましい。
- ② 勧誘から受託における適合性の審査を行う手続き等を定めているか。
 - ・審査を行う時期、審査者、適否の最終審査者、判断の基準を具体的に定めているか。
 - ・適合性の審査が終了する前に約諾書の差入れを受けたり、取引証拠金等の受理又は取引の受託を行わない旨を定めているか。
 - ・勧誘及び審査の過程で顧客が適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止する旨を定めているか。
- ③ 審査結果の記録の作成、保存期間を定めているか。
 - ・審査結果の記録事項を、審査日、審査者、適否の最終審査者、判断の理由及び根拠等とし、顧客カード等（審査用の別書類も含む）に記録する旨を定めることが考えられる。
 - ・取引終了後3年間（取引に至らなかった顧客の記録の保存は不要）を記録の保存期間として定めているか。

(2) 常に、不相当と認められる勧誘の対象者の明確化について

委託者保護ガイドラインに規定された「常に、不相当と認められる勧誘」の対象者を定めているか。また、これらの者に対して勧誘及び受託を行わない旨を定めているか。

- ・ 現行の受託業務管理規則で規定している不適格者のうち、委託者保護ガイドラインに規定されているもの以外について引き続き定めているか。
- ・ 通常の営業活動において、家族の申出等により顧客がそれらに該当するとの疑念が生じたときには再調査及び再審査等を行い、その結果、適合性がないと判断された場合には勧誘の中止又は取引の精算等の必要な措置を行う旨を定めることが望ましい。

(3) 原則として、不相当と認められる勧誘の対象者の明確化について

① 委託者保護ガイドラインに規定された「原則として、不相当と認められる勧誘」の対象者を目安に具体的に定めているか。

- ・ 一定の高齢者については、「75歳以上」を目安に定めているか。なお、現行の規定が75歳未満、例えば70歳となっている場合には当該年齢をもって定めているか。
- ・ 一定以上の収入を有しない者について、「年間500万円未満の場合」を目安に定めているか。なお、この場合の収入は税込みであっても差し支えない。
- ・ 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引の勧誘について、委託者保護ガイドラインを踏まえ、当該勧誘を原則として行わない旨を定めているか。

② 原則不適当な勧誘に当たらない高齢者に対する配慮措置を定めているか。

- ・ 75歳未満の高齢者についても、上記①に準じた生活に支障のない投資可能資金額が設定されていること及び先物取引の仕組みやリスクを理解していることが必要である旨を定めているか。
- ・ 老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資する取引を勧誘することがないよう注意することが必要である旨を定めているか。

③ 社会経験の浅い若年層に対して必要に応じて制限年齢等を定めているか。

(4) 原則として不相当と認められる勧誘の例外要件について

上記(3)の①に対する例外を定めている場合には、その要件を定めているか。

- ・ 現行の受託業務管理規則で規定している不適格者に関する例外のうち、委託者保護ガイドラインに規定されているもの以外について引き続き定めているか。
- ・ 年金等により生計をたてている者、一定以上の収入を有しない者については、顧客が申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること、その裏付けとなる資産を有していることの証明を要件として定めているか。
- ・ 裏付け資産の証明の一つの方法として、顧客本人しか知り得ない具体的な資産情報を記載した申出書の提出により裏付けることを定めているか。
- ・ 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者については、新たに顧客が申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることの証明を要件として定めているか。
- ・ 新たな投資可能資金額の裏付け資産の証明の一つの方法として、顧客本人しか知り得ない具体的な資産情報を記載した申出書の提出により裏付けることを定めているか。
- ・ 一定の高齢者については、「直近の過去3年以内に延べ90日以上」を目安とした商品先物取引の経験のほか、商品先物取引を行うにふさわしい金融商品及び有価証券等の先物取引、株式の信用取引、外国為替証拠金取引等レバレッジ性のある十分な投資経験があることについて、顧客に証明を求めると及び商品先物取引の仕組み、リスクその他説明を受けた事項を十分に理解していることをアンケート等を用いて証明を得ることを定めているか。
- ・ これらの審査に当たっては、顧客本人の自書による申出書により、顧客自らが適合性原則に照らして「原則として、不相当と認められる勧誘」の対象者であることを理解し、例外要件を自らが満たすことについて確認する旨の書面による申告を要件として定めているか。

(5) 原則として不相当と認められる勧誘の例外の審査について

- ① 例外を定めている場合には、その要件を証明するための裏付けとなる書類等、審査日、審査者、適否の最終審査者等審査手続きを定めているか。

- ・上記(1)の②に準じた審査手続きを定めているか。
 - ・当該手続きにおいて、最終審査者は総括管理責任者と定めているか。
- ② 審査結果の記録の作成、保存期間を定めているか。
- ・上記(1)の③に準じた記録の作成及び保存を定めているか。
 - ・通常の営業活動において、本人の申告や家族の申出等により顧客がそれらに該当するとの疑念が生じたときには再調査及び再審査等を行い、その結果、適合性がないと判断された場合には勧誘の中止又は取引の精算等の必要な措置を行う旨を定めることが望ましい。
- (6) 委託者が「常に、不相当と認められる勧誘」の対象者となった際の措置について取引中に委託者が新たに上記(2)に該当することとなった場合、新たな取引の勧誘及び受託を行わない旨を定めているか。

4. 契約時の説明と確認

- ① 事前交付書面を用いて説明する旨を定めているか。
- ② 説明事項、手順及び説明に係る理解の確認手続きを定めているか。
- ・委託者保護ガイドラインに示された手順に従って説明事項を説明する旨を定めているか。
 - ・説明の履行が終了しないうちに約諾書の差入れを受けてはならない旨を定めているか。
 - ・事前交付書面を電磁的な方法により交付する場合には、主務省ガイドラインに示された手続きを定めているか。
- ③ 説明、確認の記録の作成、保存期間を定めているか。
- ・説明及び確認したことの記録として、説明者及び確認者の氏名、説明及び確認した顧客の氏名、説明及び確認した日時・場所、顧客の理解状況を定めているか。
 - ・取引終了後3年間（取引に至らなかった顧客の記録の保存は不要）を記録の保存期間として定めているか。

5. 商品先物取引の未経験者の保護措置について

(1) 経験の有無の判断基準の明確化について

商品先物取引の未経験者に係る判断基準として、商品先物取引の経験の有無のほか、経験の時期及び期間を定めているか。

- ・商品先物取引の未経験者の判断基準について、「直近の3年以内に延べ90日以上」を目安に定めているか。

(2) 経験の有無の審査手続きの明確化について

① どのような情報に基づいて経験の有無の審査を行うのかを定めているか。

- ・上記3.(1)の①により収集した顧客情報のうち、商品先物取引の経験の有無及びその程度につき審査する旨を定めているか。

② 経験の有無の審査手続きを定めているか。

- ・上記3.(1)の②に準じた審査手続きを定めているか。

③ 審査結果の記録の作成、保存期間を定めているか。

- ・上記3.(1)の③に準じた記録の作成及び保存を定めているか。
- ・当該手続きにおいて、最終審査者は統括管理責任者と定めているか。

(3) 保護措置の内容について

① 保護すべき期間、受託取引制限額について委託者保護ガイドラインを踏まえて定めているか。

- ・商品先物取引の経験がない者にふさわしい一定の取引量について、「投資可能資金額の3分の1」を目安として定めているか。
- ・保護期間について、「最初の取引を行う日から最低3か月を経過する日」を目安として定めているか。
- ・現行の受託業務管理規則で規定している未経験者の保護措置について、委託者保護ガイドラインに規定されているもの以外についても引き続き定めているか。

② 保護育成期間中の顧客の取引状況等の把握、保護育成すべき期間後の顧客の商品先物取引に係る習熟度の確認方法等について定めることが望ましい。

- ・上記1.(2)の⑤において管理部門が保護育成期間中の顧客の取引状況等を把握する体制とすることが望ましい。

(4) 未経験者に対する説明に係る理解状況の確認について

未経験者に対する説明に係る理解状況を確認するための措置を定めているか。

- ・理解を確認するための手段としてアンケート等が考えられる。
- ・理解状況の確認に当たっては、営業部門を介さず管理部門が訪問や面談、郵便等により顧客の理解状況を確認することも考えられる。

(5) 保護措置の例外の判断基準及び審査手続きについて

① 未経験者の保護措置の例外を定めている場合には、その要件を定めているか。

- ・未経験者に対する保護措置の期間内において、制限されている取引量を超える場合にあっては、委託者本人が希望していること、商品先物取引に習熟していると認められること、委託者保護ガイドラインに示された委託者の自書による申告があること、及び商品先物取引に習熟していることを客観的に確認することを定めているか。
- ・委託者が商品先物取引に熟知していることを客観的に確認するための手段としてアンケート等があるが、例えば商品先物取引の仕組み、リスクの重要なポイントに関して詳細な設問等を設け、それに対して回答させるなどの実効ある手段を講じることが考えられる。当該説明を受けた事項を十分に理解していることについて顧客自らが記載したアンケート等の書面による回答書が考えられる。
- ・習熟していることの確認は、営業部門を介さず管理部門が訪問や面談、郵便等により顧客の理解状況を確認することが望ましい。

② 審査日、審査者、適否の最終審査者、判断方法等審査手続きを定めているか。

- ・上記3.(1)の②に準じた審査手続きを定めているか。

③ 審査結果の記録の作成、保存期間を定めているか。

- ・上記3.(1)の③に準じた記録の作成及び保存を定めているか。
- ・当該手続きにおいて、最終審査者は総括管理責任者と定めているか。

以 上

会員従業員に関する規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第51条第 1 項に基づき、商品取引受託業の公共性及びその社会的使命の重要性に鑑み、会員の役員及び使用人（以下「従業員」という。）について、その服務基準及び会員の監督責任等を定めることにより従業員の資質の向上を図り、もって委託者の保護に資することを目的とする。

第 2 章 採 用 等

(従業員の採用)

第 2 条 会員は、従業員の採用に際しては、採用しようとする者が第 1 条の目的に照らし、善良かつ有能な従業員となることができる者であるかどうかを、その者の経歴等により審査しなければならない。

2 会員は、他の会員の従業員又は従業員であった者を採用するに当たり、その者に他の会員の顧客名簿その他顧客の個人情報の提供を求めたり、又は当該情報を持ち出す等の不当な行為を行わせるよう助長する行為（幫助又は教唆を含む。）をしてはならない。

(本会への照会)

第 3 条 会員は、従業員として採用しようとする者が最近 5 カ年間に他の会員の従業員であったときは、あらかじめ、本会に対し、当該 5 カ年間におけるその者に係る会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」という。）に基づく指導、勧告、処分を受けた事実の有無及び不都合行為者の決定を受けた事実の有無について、所定の照会書により照会しなければならない。

2 本会は、前項の規定による照会があったときは、照会に係る事項について、遅滞なく、書面により当該会員に回答する。

(不都合行為者等の採用の禁止)

第4条 会員は、指導等規則第14条の規定により本会が不都合行為者として決定した者については、その者が不都合行為者の決定を受けた日から5カ年間は採用してはならない。ただし、当該5カ年間の途中において、法律上の手続きその他により、不都合行為者の決定の効力が仮に停止された場合又は不都合行為者が有していた地位が保全された場合には、当該停止又は地位が保全された期間は当該5カ年間には算入しない。

2 会員は、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和57年法律第65号）に規定する海外商品取引業者、私設市場取引業者等の役員又は使用人であった者であって、当該取引業者の取引において一般投資家との間で紛争を多発させる等の悪質な行為を行った者を採用してはならない。

(指導等規則による指導、勧告、処分を受けた者に対する採用の取扱い)

第5条 会員は、本会より指導等規則に基づく指導、勧告、処分（不都合行為者を除く。）を受けた者を採用するにあたっては、その者が会員の商品市場における取引等（商品清算取引を除く。以下同じ。）の受託及び委託の勧誘並びにこれらに付帯する業務を適正に行うよう教育・指導を実施し、再びかかる行為を行うことのないよう管理・監督しなければならない。

第 3 章 教 育 研 修

(教育研修の実施)

第6条 会員は、従業員に対し、その資質の向上を図るために必要な教育研修を行わなければならない。

(登録外務員講習会)

第7条 会員は、登録外務員（従業員のうち、本会が行う外務員の登録を受けた者をいう。以下同じ。）の職務を行わせようとする従業員について、本会が実施する登録外務員講習会を受講させなければならない。

(登録外務員に対する教育研修)

第8条 会員は、新たに登録外務員として登録された従業員について、登録後3カ月間の実務研修を行わなければならない。

- 2 前項の実務研修を行うにあたっては、勤務成績が良好であり、かつ、外務経験2年以上の者を指導外務員として定め、その任に当たらせるものとする。
- 3 会員は、登録外務員のうち、登録の有効期限の満了により登録の更新を受ける者（登録更新講習の受講を要しない者として本会が認定した者を除く。）について、その有効期限の満了までに、本会が実施する登録更新講習を受講させなければならない。

第4章 服 務 基 準

(サービスの根本基準)

第9条 会員は、従業員に商品取引受託業の公共性及び社会的使命の重要性を認識させ、かつ、委託者保護の精神に則り各自の本分に精励させなければならない。

- 2 会員は、従業員をして、商品取引所法（昭和25年法律第239号）その他関係法令、受託契約準則に違反する行為並びに本会の定款、諸規程及び自主規制規則その他諸規則に違反する行為を行わせてはならない。
- 3 会員は、登録外務員でない者を使用して商品市場における取引等の受託又は委託の勧誘（以下「外務行為」という。）を行わせ又は市場調査、アンケート募集等外務行為と誤認されるおそれのある外交接触をさせてはならない。
- 4 会員は、従業員をして、他の会員若しくはその役職員又は商品先物取引業界に対する誹謗、中傷等その信用を損ねる行為を行わせてはならない。

(従業員に対する指導監督)

第10条 会員は、本店、支店その他の営業所ごとに従業員に係る指導責任者を定め、従業員の指導監督の任に当たらせなければならない。

第 5 章 法令等の違反者の取扱い

(不都合行為者の登録外務員としての就業の禁止)

第11条 会員は、すでに採用した従業員について、本会が指導等規則第14条の規定により不都合行為者と決定した場合には、その者が不都合行為者の決定を受けた日から5カ年間は登録外務員として就業させてはならない。ただし、当該5カ年間の途中において、法律上の手続きその他により、不都合行為者の決定の効力が仮に停止された場合又は不都合行為者が有していた地位が保全された場合には、当該停止又は地位が保全された期間は当該5カ年間には算入しない。

(指導等規則による指導、勧告、処分を受けた者の取扱い)

第12条 会員は、指導等規則に基づき指導、勧告及び処分（不都合行為者を除く。）を受けた者について、引き続きその者を登録外務員として就業させる場合には、再びかかる行為を行うことのないよう外務行為の適正化を図るための教育・指導を講じ、その者を管理・監督しなければならない。

第 6 章 雑 則

(役員への準用)

第13条 第2章及び第3章の規定を除き、この規則は会員の役員について準用する。

(細則等への委任)

第14条 この規則の運用に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成3年10月2日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の実施日において現に旧規則第14条の規定により不都合行為者と決定されている者については、旧規則第4条の規定をなお適用することとし、改正後の規則第4条の規定は適用しない。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第1項、第2項、第5条第1項、第9条第2項、第3項及び第11条から第23条までを改正。

附 則

- 1 この改正は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。
- 2 本会の改組前である社団法人日本商品取引員協会が不都合行為者として決定した者については、なお従前の例による。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、平成11年11月10日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第1項及び第11条を改正。

附 則

この改正は、平成12年1月26日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条第2項を新設。

附 則

この改正は、平成15年3月5日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第9条第4項を新設。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第5条、第9条第3項及び第10条を改正。

会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第51条第 1 項に基づき、会員の役職員又は役職員であった者（以下「役職員等」という。）に対する指導、勧告、処分（以下「指導等」という。）に関し必要な事項を定め、会員の役職員の商品取引所法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）その他関係法令、受託契約準則及び本会の定款、諸規程、自主規制規則その他諸規則の遵守を確保することを目的とする。

(綱紀委員会、外務員登録等資格委員会)

第 2 条 定款第44条第 1 項の綱紀委員会（以下「委員会」という。）及び定款第46条第 1 項の外務員登録等資格委員会（以下「資格委員会」という。）は、前条の目的を達成するための機関とする。

(調査に対する協力義務)

第 3 条 会員及びその役職員は、本会が第 1 条の目的を達成するために必要な調査又は報告及び関係資料等の請求に対し、全面的に協力しなければならない。

第 2 章 指導等の種類及び対象行為

(指導等の種類及び措置)

第 4 条 本会が行う役職員等に対する指導等は、次に掲げるものとする。

(1) 指 導

次条第 4 号に該当する行為が認められた場合には、書面による厳重注意を行う。

(2) 勧 告

次条第 4 号に該当する行為において重大な過失が認められた場合又は前号の指導を受けた後再び同号の指導の対象となる行為が認められた場合には、書面による改

善勧告を行う。

(3) 処 分

次条第1号から第3号までに該当する行為が認められた場合又は前号の勧告後再び同号の勧告の対象となる行為が認められた場合には、その内容に応じて以下の処分をする。

イ 当該役職員等が登録外務員である場合は、会員の外務員の登録等に関する規則第13条の規定により2年以内で定める期間登録外務員の職務を停止する。ただし、職務停止の期間の途中において、法律上の手続きその他により、この処分の効力が仮に停止された場合又は登録外務員の地位が保全された場合には、当該停止又は地位が保全された期間は当該職務停止の期間には算入しない。

ロ 当該役職員等が登録外務員である場合は、会員の外務員の登録等に関する規則第13条の規定により外務員の登録を取り消す。

ハ 当該役職員等が登録外務員でない場合は、5年以内の期限を定めて外務員としての登録を拒否する。

(指導等の対象行為)

第5条 役職員等に対する指導等の対象行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 役職員として遵守すべき法その他関係法令、受託契約準則に違反する行為があったとき。
- (2) 本会の定款、諸規程及び自主規制規則その他諸規則に違反する行為があったとき。
- (3) 本会の決議事項、指導、勧告、処分等に違反する行為があったとき。
- (4) その他指導等を必要とする不適切な行為があったとき。

第 3 章 指導等に係る手続き等

(調査及び事情説明等)

第6条 本会は、第1条の目的を達成するために必要なときは、会員又は役職員等に対し期限を定めて報告若しくは資料の提出を求め、又は調査することができる。

2 会員又は役職員等は、本会の調査に対して事情説明を行い、自らの正当性を主張することができる。

(違反等行為の届出)

第7条 会員は、役職員等に第5条に該当する行為（以下「違反等行為」という。）があったと判明したときは、その内容を記載した所定の届出書を速やかに本会に提出するものとする。

2 会員は、第1項の届出から3カ月を経過するごとに、本会に当該届出に関する経過報告を行わなければならない。

(顛末報告書の届出)

第8条 会員は、前条第1項の規定により本会に届け出た違反等行為の詳細が判明したときは、その顛末及び社内処分の内容等を記載した所定の報告書を遅滞なく本会に提出しなければならない。

2 会員は、前項の規定により本会に対し報告書を提出したときは、当該役職員等に対しその旨を書面により通知しなければならない。

(審議等)

第9条 委員会の委員長は、次の各号の一に該当するときは、随時委員会を招集し、当該役職員等の指導等、又は処分する場合には処分の種類等を審議する。

(1) 第6条の規定による調査又は事情説明の聴取等の結果、本会が当該役職員等に違反等行為があったと認めたとき。

(2) 会員から前条の規定による報告書の提出があったとき。

2 委員会は、前項の審議のために必要と認めたときは、前項第1号にあっては当該役職員等その他必要と認める者に対し、同項第2号にあっては当該届出会員又は当該役職員等その他必要と認める者に対し、違反等行為に関してそれぞれ説明を求め又は証拠書類等の提出を求めることができる。

(弁明の機会)

第10条 委員会は、前条第1項の審議を行うときは、当該役職員等に対してあらかじめその旨及び指導等の対象となる理由を通知し、当該役職員等又はその代理人が委員会に出席して弁明するための機会を与えなければならない。ただし、第4条第1号及び第2号の指導等に係る審議についてはこの限りでない。

2 前項の通知は、その審議をする委員会の開催日の5営業日前までに書面により当該

役職員等に対して行うものとする。

- 3 第1項の規定により弁明の機会を与えられた当該役職員等又はその代理人が正当な理由なく委員会を欠席した場合には、第1項の規定にかかわらず、処分を決定することができる。

(会員からの意見の聴取)

第10条の2 委員会は、第4条第3号に定める処分をしようとするときは、当該役職員が所属する会員にその旨通知し、第9条第1項の審議において意見を聴取するものとする。

(指導又は勧告の実施)

第11条 本会は、委員会の審議の結果、役職員等の行為が指導又は勧告に当たると決定したときは、当該役職員等に対し、第4条第1号又は第2号の規定に基づき指導又は勧告を行うものとする。

(処分の決定、措置及び役職員等への通知)

第12条 委員会は、第9条の審議の結果、第4条第3号イ又はハに定める処分が相当と認めるときは、委員会の議決によりその執行を会長に要請する。

- 2 委員会は、第9条の審議の結果、当該処分について第4条第3号ロに定める処分が相当と認めるときは、資格委員会に対しその審議を要請する。
- 3 前項の要請を受けた資格委員会の委員長は、資格委員会を招集し、委員会の決定について審議し、第4条第3号ロの処分を決定したときは、その執行を会長に要請する。第9条第2項ないし第10条の2までの規定は、資格委員会について準用する。
- 4 第1項又は前項の要請を受けた会長は、処分を執行する前に、あらかじめ当該役職員等及びその所属会員に対して、処分の内容、不服申立て期限、不服申立ての方法等の手続きを書面により通知する。
- 5 本会は、処分しないことを決定したときは、直ちに当該役職員等及びその所属会員に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(役職員等の不服申立て)

第13条 第4条第3号の処分の決定を受けた役職員等は、次の各号の一に該当する正当

な理由に基づく不服があるときは、第12条第4項の通知後5営業日以内に書面（以下「不服申立書」という。）により本会に不服申立てをすることができる。

- (1) 処分が決定されるまでの間に判明しなかった事実又は発見されなかった証拠が、処分の決定後において新たに判明し又は発見された場合であって、その判明又は発見が処分の決定に重大な影響を与えるものであり、かつ、それらの判明又は発見の遅延がやむを得ないと認められるとき。
 - (2) 処分手続きについて、規則に定める手続きに齟齬があったとき。
- 2 前項に規定する不服申立書には、不服申立ての理由及び不服申立てをするに至った事情及び経過が記載されていなければならない。
 - 3 本会は、第1項の規定による不服申立てがあったときは、理事会において、当該処分を再審査し、あらためて処分の可否及び処分内容を決定する。
 - 4 会長は、当該役職員等から第1項に定める不服申立てがなかった場合、又は不服申立てがあった場合であっても前項の再審査において処分が決定された場合には直ちにこれを執行する。
 - 5 委員会及び資格委員会は、前項の規定により決定した処分の対象となった役職員等の違反等行為について、当該役職員等を採用又は採用していた会員の管理責任が問われると判断したときは、その事実関係等必要な事項について、定款第43条第1項の規律委員会に報告し、所要の措置を講ずるよう要請する。
 - 6 本会は、役職員等の不服申立てが理事会で承認されないときは、当該審査に要した費用を当該役職員等に請求することができる。
 - 7 第16条の規定は、第3項に規定する決定があった場合に準用する。

（不都合行為者の決定）

第14条 本会は、役職員等に対する処分が第4条第3号ロに係る場合は、当該役職員等を不都合行為者とする。

（指導等の会員への周知及び処分の公示等）

第15条 本会は、役職員等に対し指導等を行ったときは、当該指導等の内容、指導等を決定した理由、指導等を受けた役職員等の役職名及び氏名、指導等を行った日、当該役職員等が所属している会員名等必要事項を、他の会員に周知するものとする。

- 2 本会は、処分を行ったときは、前項に定める周知する事項のうち処分を受けた役職

員等の氏名を除く事項を、本会所在地において10営業日の間公示するとともに、1年間、これを本会のホームページに掲載する。ただし、1カ月以内の職務停止又は登録拒否にあってはホームページの掲載を6カ月間とする。

第 4 章 雑 則

(記録の作成及び保存)

第16条 本会は、役職員等に対する指導等の審議を行った場合は、その事実経過の記録を作成し、これを保存するものとする。

(秘密保持)

第17条 本会の役員、委員会の委員、資格委員会の委員、規律委員会の委員、常設委員会その他の委員会の委員及び職員並びにこれらの職にあった者は、正当な理由なく、役職員等の指導等に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(細則の制定)

第18条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

附 則

この規則は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

附 則

この改正は、平成11年11月10日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第2条、第4条第3号イ、第9条第2項及び第12条第3項を改正。
- (2) 第10条の2を新設。

附 則

この改正は、平成16年10月16日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第15条第1項を改正。
- (2) 第15条第2項を新設。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第3号イ及びロを改正。

附 則

この改正は、平成20年3月5日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第15条第1項及び第2項を改正。

会員の広告等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、受託等業務に関する規則第6条に基づき、会員が行う商品取引受託業務の内容に関する広告等に関し、その表示の方法及び遵守すべき事項等を定めることにより、広告等の適正化を図り、もって委託者の保護に資することを目的として定めるものである。

(定義)

第2条 この規則において広告等とは、会員が行う商品取引受託業務の内容に関し、次の各号に定める方法その他の方法により多数の者に対して同様の内容による情報を提供する行為をいう。

- (1) 新聞、雑誌等の刊行物への掲載
- (2) テレビ、ラジオ等による放送
- (3) ポスター、看板、懸垂幕等の掲出
- (4) 宣伝用物品の頒布
- (5) 映画、電光ニュース、スライド又はビデオ等の映像
- (6) インターネット、電子メール等を利用して電磁的方法により提供するもの
- (7) ビラ、パンフレット、ダイレクト・メール、情報誌等の印刷物の発行

(基本原則)

第3条 会員は、広告等を行うときは、商品取引所法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守するほか、委託者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、的確な情報提供及び分かりやすい表示を行うよう努めなければならない。

(表示義務)

第4条 会員は、広告等の表示内容について、法その他関係法令によって義務付けられた表示事項を表示するとともに、第2条第1号、第3号、第6号及び第7号による広告等を行うときは、次の各号に定める事項を表示しなければならない。

- (1) 会員の顧客相談窓口及び本会相談センターの所在地及び電話番号
- (2) 会員の企業情報は、会員の本・支店の店頭及びホームページ並びに本会（本部・支部事務所及び本会のホームページ）で開示されていること

（禁止行為）

第5条 会員は、法その他関係法令及び受託契約準則に違反する表示のあるもののほか、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある広告等を行ってはならない。

- (1) 商業道德若しくは取引の信義則に違反するもの、又は会員としての品位を損なうもの
 - (2) 広告の内容が誇大なもの、又は会員の業務内容を正しく表示していないもの
 - (3) 商品先物取引の商品特性又は金融商品等と商品先物取引との商品性の違いについて委託者の誤解を招くおそれのあるもの
 - (4) 利益を生じることが確実であると誤解させるべき断定的又は刺激的な表示のあるもの
 - (5) 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの
 - (6) 自社の判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの
 - (7) 脱法行為を示唆する表示のあるもの
 - (8) 主務大臣の許可を受けていることにより行政官庁その他の公的機関が当該会員を推薦し、又は当該広告の内容について保証しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - (9) 本会の会員であることにより本会が当該会員を推薦し、又は当該広告の内容について保証しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - (10) 委託手数料について、委託者の誤解を招くおそれのあるもの
 - (11) その他公正な競争を妨げ又は委託者の保護に欠けるおそれのあるもの
- 2 会員は、前項の規定に該当する広告等を、直接的であるか間接的であるかを問わず第三者に行わせてはならない。

（会員の社内審査等）

第6条 会員は、広告等を行うときは、広告等の審査及び管理を行う責任者（以下「広告管理責任者」という。）を任命し、広告等において第3条、第4条又は第5条に違反する表示の有無について広告管理責任者に審査させ、適正な広告等を行うよう管理

させなければならない。

2 会員が任命する広告管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 総括管理責任者

(2) 管理部門を担当する取締役又はそれに相当する役職の者

3 会員は、広告等の管理上必要と認めるときは、広告管理責任者の業務を補佐する副広告管理責任者を任命することができる。

(社内管理体制の整備)

第7条 会員は、広告等の適正化を図るため、広告等に係る社内審査体制、社内審査基準及び保管体制に関する社内規則を制定し、これを役職員に周知し、その遵守を徹底させるものとする。

(違反に対する調査)

第8条 本会は、会員及びその従業員が行った広告等が第3条、第4条又は第5条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、当該会員に資料等の提出を求め、事情を聴取する等調査することができる。

2 会員は、前項に規定する資料提出の請求又は事情の聴取に応じなければならない。

3 本会は、第1項の調査の結果、会員の行った広告等が第3条、第4条又は第5条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めたときは、当該会員に対しその広告等を停止させることができる。

(広告等に関する指針)

第9条 本規則に定める事項のほか、会員が行う広告等に関し必要な事項は、本会が別に定める「会員の広告等に関する指針」によるものとする。

(会員役職員の行う広告等)

第10条 会員は、その所属する役職員が行う広告等についても、本規則の定めるところにより管理しなければならない。

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年6月2日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第2号を改正。

会員の広告等に関する指針

日本商品先物取引協会

本指針は、会員の広告等に関する規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、会員が広告等を実施するに当たって留意すべき事項を取りまとめたものである。

会員各社は、本指針を踏まえ、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じた実効ある対策を自主的に講じ、広告等に関する商品取引所法（以下「法」という。）その他関係法令並びに規則を遵守し、広告等を適正に実施しなければならない。

1. 広告等の規制対象に関する留意事項

(1) 広告等の規制の対象は規則第2条で規定しているが、次に掲げるものについても規制の対象となるので、これらに関しても適正に管理する必要がある。

① 商品先物取引に関する資料提供に係る広告等

② インターネットを利用したいわゆるバナー広告

なお、バナー広告の特性を勘案し、表示すべき事項を冒頭の画面に表示できない場合には、当該画面をクリックした後の画面に表示することで対応することができるものとする。但し、その場合において何度もクリックしなければ義務付けられた表示事項が見られないのは不適切であり、分かりやすい表示を行うよう留意する必要がある。

③ 第三者が作成したものを会員が広告等に利用する場合

第三者が作成したものを会員が広告等に利用する場合においても規制を遵守する必要があるため、この点に留意する必要がある。

(2) 表示の内容が、次に掲げる内容に限られる場合においては、広告等の規制の対象として取り扱わなくてもよい。但し、これらについても虚偽広告、誇大広告等規則に違反する表示をしないよう適正に管理する必要がある。

① 会社名、本・支店の住所、電話番号、代表者の氏名等、名刺程度の内容にとどまるもの（いわゆる名刺広告）

- ② 営業所、営業時間、取扱商品、業種等商品取引員企業の概要にとどまるもの
- ③ 商品取引受託業務の内容ではなく、社名に『商品先物取引のパートナー』『商品先物取引のご用命は〇〇へ』等のキャッチコピーを付ける程度の単なる企業イメージの醸成を図る内容にとどまるもの（いわゆるイメージ広告）
- ④ 経済セミナー、投資セミナー、〇〇氏の講演等、セミナーや講演等の開催案内にとどまるもの（いわゆるセミナー広告）
- ⑤ いわゆるマクロ経済レポート、特定の産業、上場商品の生産、流通に関する実績や評価に関する分析レポート、一般的な財貨やサービスに関する将来の価格動向に関するレポート等、客観的な情報にとどまる資料等
- ⑥ 上場商品の現物価格、先物価格、海外市況等の商品市況データ、出来高、取引組高等の市場動向のデータ等にとどまる資料等
- ⑦ その他
 - ・ 法令又は法令に基づく行政官庁の処分等に基づき作成された書類
 - ・ 法令、受託契約準則において交付が義務付けられている書面等
 - ・ 従業員等の求人広告、会社説明会の通知、支店等の移転に関する連絡等
 - ・ 報道機関に限定した資料、パンフレット等
 - ・ 特定の顧客からの質問に対する回答書又は資料請求に対する送付書面等
 - ・ 注文内容、取引内容の確認のために特定の顧客に提示又は交付する資料等
 - ・ 新聞、雑誌等報道機関その他の記事等の現物又はそのコピー等

2. 広告等の表示事項について

(1) 法令により表示が義務付けられている事項

- ① 商品取引員の商号（法第213条の2第1項第1号）
- ② 商品取引員である旨（法第213条の2第1項第2号）
- ③ 取引証拠金等の額又は計算方法（商品取引所法施行令第10条の2第2号）
- ④ 取引の額が取引証拠金等の額に比して著しく大きい旨及び取引の額の取引証拠金等の額に対する比率（商品取引所法施行令第10条の2第3号）
- ⑤ 商品市場における相場の変動により損失が生ずるおそれがあり、かつ、損失が取引証拠金等の額を上回ることがあること及びその理由（商品取引所法施行令第10条の2第4号）

⑥ 対価の額の合計額又は計算方法（商品取引所法施行規則第100条の4）

(2) 規則により表示が義務付けられている事項

- ① 会員の顧客相談窓口及び日商協の相談センターの所在地及び電話番号（規則第4条第1号）
- ② 会員の企業情報は、会員の本・支店の店頭及びホームページ並びに日商協（本部・支部事務所及び日商協のホームページ）で開示されている旨（規則第4条第2号）
- ③ 自社の判断、評価が入る表示にはその根拠（規則第5条第6号関連）

3. 表示事項の表示に係る留意点

(1) 取引証拠金等の額の表示について

- ① 商品取引所法施行令（以下「政令」という。）第10条の2第2号の規定に基づき表示すべき事項は、受託契約に関して顧客が会員に預託すべき取引証拠金等の額か又はその計算方法のいずれかである。
- ② 取引証拠金等の中で会員が定めているのは取引本証拠金であるため、その額を表示の対象とすることになる。その場合の表示の仕方としては、できるだけ多くの情報を表示するよう努めることはいうまでもないが、少なくとも取引本証拠金の額の最も高い商品の額及び最も低い商品の額を表示することにより、顧客が預託すべき取引証拠金等の額の程度が分かるよう表示することが望ましい。なお、スペースの制約がある場合でも最も高い額だけは必ず表示することが必要である。

また、相場の状況によって必要となる追加の取引証拠金等の額については、その金額を特定できないため表示はできないが、追加の取引証拠金等が必要となることがある旨を表示しておく必要がある。

(2) 商品先物取引のレバレッジ性に係る表示について

- ① 政令第10条の2第3号の規定に基づき表示すべき事項は、受託契約に基づく取引の額が取引証拠金等の額に比して著しく大きいことと、実際に取引の額が取引証拠金等の額に比べてどの程度大きな額かを表した比率である。

② 取引証拠金等の中で会員が定めているものは取引本証拠金であるため、その額を基礎にして表示することになる。また比率については、本条が商品先物取引のレバレッジ性の高さを顧客に認識させるための表示であること及び他の取引証拠金等は確定できないことを勘案し、取引の額の取引本証拠金の額に対する比率を表示することで対応する必要がある。

(3) 商品先物取引のリスク性に係る表示について

① 政令第10条の2第4号の規定に基づき表示すべき事項は、商品市場における相場の変動により損失が生ずるおそれがあり、かつ、損失が取引証拠金等の額を上回ることがあること及びその理由である。

② この表示において、上記のリスクの表示とリターンの表示を同時に行うことができる。但しその場合には、リスクとリターンを並列に取り扱うこととし、リターンを強調したり、リターンの表示でリスクを見落とすことのないよう十分留意しなければならない。

③ 本表示事項については、商品取引所法施行規則(以下「省令」という。)第100条の3第2項において表示に当たっての文字や数字の大きさについての規定があり、本表示事項以外の事項の文字や数字のうちの最も大きいものと著しく異なる大きさで表示することが義務付けられているため、会員はこの点に留意して、一定の大きさの文字や数字を用いて明瞭かつ正確に表示することが求められる。

この際、商品先物取引におけるリスクに関する文字又は数字が、商品先物取引のメリット(ハイリターン等)に関する文字又は数字と同じか又はそれ以上の大きさとなるよう留意する必要がある。

(4) 対価の額の表示について

① 政令第10条の2及び省令第100条の4の規定に基づき表示すべき事項は、受託契約に関して顧客が会員に対して、取引における損金以外に支払うべき対価(委託手数料、報酬、費用等)の合計額か又はその計算方法のいずれかであり、これらを表示できない場合にはその旨及び理由を表示することとしている。

② 顧客から徴収する対価が委託手数料以外にない会員は、委託手数料の額を表示することになる。その場合の表示の仕方としては、できるだけ多くの情報を

表示するよう努めることはいうまでもないが、少なくとも委託手数料の額の最も高い商品の額及び最も低い商品の額を表示することにより、顧客が支払うべき委託手数料の額の程度が分かるよう表示することが望ましい。また、取引量等によって委託手数料の額が異なるような手数料体系を設定している場合においても、最も高い額及び最も低い額を表示することが望ましい。なお、スペースの制約がある場合でも最も高い額だけは必ず表示することが必要である。

以上の点に留意して適正に管理しなければならない。

- ③ 他方、委託手数料のほかに顧客が会員に支払うべき対価がある場合は、それらの名称及び額を委託手数料とは別に表示し、委託手数料の額にそれらの額を合算した額を表示するか又はその計算方法を表示する必要がある。

(5) テレビ、ラジオ等による表示について

- ① 広告等を一般放送、有線テレビ放送、有線ラジオ放送及び電気通信役務利用放送により広告等を行う場合又は放送広告と同じ内容のものをインターネットで表示する場合は、できるだけ多くの情報を表示するよう努めることは言うまでもないが、その媒体の特性から、表示すべき事項のすべてを表示することが實際上困難であることを勘案し、明瞭かつ正確に表示すること、著しく事実と相違するような表示又は著しく人を誤認させるような表示をしないことを前提に、「商品先物取引は損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、損失額が預託した取引証拠金等の額を上回るおそれがあること」及び「事前交付書面の内容を十分読むべき旨」並びに商品取引員の商号及び商品取引員である旨を表示することで対応することができることとする。

- ② 看板、立看板、広告板、広告塔等の工作物等の屋内外の広告物については、その媒体の特性から、表示すべき事項のすべてを表示することが實際上困難であることを勘案し、①と同様の表示で対応することとする。

4. 広告等の表示に係る禁止事項

(1) 法に基づく誇大広告の禁止事項（省令第100条の6）

- ① 受託契約の解除に関する事項
- ② 受託契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

- ③ 受託契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
- ④ 受託契約に係る商品市場に関する事項
- ⑤ 商品取引員の資力又は信用に関する事項
- ⑥ 商品取引員の商品取引受託業務の実績に関する事項
- ⑦ 受託契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又は計算方法、その支払の方法及び時期並びにその支払先に関する事項

(2) 規則に基づく禁止事項

- ① 商業道德若しくは取引の信義則に違反するもの、又は会員としての品位を損なうもの
- ② 広告の内容が誇大なもの、又は会員の業務内容を正しく表示していないもの
- ③ 商品先物取引の商品特性又は金融商品等と商品先物取引との商品性の違いについて委託者の誤解を招くおそれのあるもの
- ④ 利益を生じることが確実であると誤解させるべき断定的又は刺激的な表示のあるもの
- ⑤ 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの
- ⑥ 自社の判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの
- ⑦ 脱法行為を示唆する表示のあるもの
- ⑧ 主務大臣の許可を受けていることにより行政官庁その他の公的機関が当該会員を推薦し、又は当該広告の内容について保証しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- ⑨ 本会の会員であることにより本会が当該会員を推薦し、又は当該広告の内容について保証しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- ⑩ 委託手数料について、委託者の誤解を招くおそれのあるもの
- ⑪ その他公正な競争を妨げ又は委託者の保護に欠けるおそれのあるもの

- (3) 上記(1)及び(2)の規定に該当する広告等は、直接的であるか間接的であるかを問わず第三者に行わせてはならない。

5. 広告等に関する社内管理体制

(1) 広告管理責任者の任命等

- ① 広告管理責任者に対する会員代表者の任命手続きや広告管理責任者と取締役会との連携等を定め、広告等に対する責任体制を明確にする必要がある。
- ② 広告管理責任者の職務内容を定め、実効ある広告等の審査、管理ができるよう整備する必要がある。
- ③ 広告管理責任者の補佐として副広告管理責任者を任命する場合には、その資格要件を定めるとともに、広告管理責任者が委任する権限の範囲を明確にする等管理体制を整備する必要がある。

(2) 審査基準の制定及び審査体制等

- ① 広告等に関する社内審査基準、審査手続き等に関する規定等を整備する必要がある。
- ② 広告等の製作、審査、実施及び記録の作成、保存等の手順の定め、それらの記録を作成し保存する体制を整備する必要がある。

(3) 実施広告等に関する問い合わせ、苦情等への対応

広告等に係る対外的な問い合わせ、苦情等の対応窓口を設置し、適切に対応できるように体制を整備する必要がある。

平成19年9月10日制定

平成19年9月30日施行

平成20年6月2日改正

【注】

ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、3.(3)の③の文字や数字の大きさ等について、本指針の施行日から起算して3ヵ月を経過する日までの間は本指針を適用しなくてよい。

〔参 考〕 広告表示の文例

1. 取引証拠金等の額の表示について

(1) 最高額と最低額を表示する例

商品先物取引は委託に際して取引証拠金等の預託が必要になります。最初に預託する取引本証拠金の額は商品により異なり、最低取引単位（1枚）当り最高〇〇円、最低〇〇円です。但し、その後の相場の変動によって追加の預託が必要になることがありますので、注意が必要です。またその額は、商品や相場の変動によって異なり、一様ではありません。

(2) 最高額のみを表示する例

商品先物取引は委託に際して取引証拠金等の預託が必要になります。最初に預託する取引本証拠金の額は商品により異なりますが、最高額は、最低取引単位（1枚）当り〇〇円です。但し、その後の相場の変動によって追加の預託が必要になることがありますので、注意が必要です。またその額は、商品や相場の変動によって異なり、一様ではありません。

2. 商品先物取引のレバレッジ性に係る表示について

(1) 一般的な表示例

商品先物取引による取引の額は、最初に預託する取引本証拠金の額に比べて著しく大きい額となります。具体的には、商品によっても異なりますが、取引本証拠金の額の〇倍から〇倍の額にもなります。

(2) 商品先物取引のレバレッジ性に係る表示と取引証拠金等の額の表示とを合体して表示する方法

① 最高額と最低額を表示する例

商品先物取引は委託に際して取引証拠金等の預託が必要になります。最初に預託する取引本証拠金の額は商品により異なり、最低取引単位（1枚）当り最高〇〇円、最低〇〇円です。但し、実際の取引金額は取引本証拠金の額の〇倍から〇倍という著しく大きな額になります。また取引証拠金等は、その後の相場の変動によって追加の預託が必要になることがありますので注意が必要です。但しその額は、商品や相場の変動によって異なり、一様ではありません。

② 最高額のみを表示する例

商品先物取引は委託に際して取引証拠金等の預託が必要になります。最初に預託する取引本証拠金の額は商品により異なりますが、最高額は、最低取引単位（1枚）当り〇〇円です。但し、実際の取引金額は取引本証拠金の額の〇倍から〇倍という著しく大きな額になります。また取引証拠金等は、その後の相場の変動によって追加の預託が必要になることがありますので注意が必要です。但しその額は、商品や相場の変動によって異なり、一様ではありません。

3. 商品先物取引のリスク性に係る表示について

(1) リスクのみを表示する例

商品先物取引は相場の変動によって損失が生ずるおそれがあります。また、取引本証拠金の額に比べて何十倍もの金額の取引を行うため、その損失額は預託している取引証拠金等の額を上回ることがあります。

(2) リスクとリターンを同時に表示する例

商品先物取引は、相場の変動によって利益も損失も生ずるおそれのある取引です。また、取引本証拠金の額に比べて何十倍もの金額の取引を行うため、その利益や損失も預託している取引証拠金等の額に比べると高いものとなること
がありえます。

4. 対価の額の表示について

(1) 最高額と最低額を表示する例

商品先物取引の委託には委託手数料がかかります。その額は商品によって異なり、最低取引単位（1枚）当り最高〇〇円、最低〇〇円です。

(2) 最高額のみを表示する例

商品先物取引の委託には委託手数料がかかります。その額は商品によって異なりますが、最高額は、最低取引単位（1枚）当り〇〇円です。

以 上

会員の企業情報の開示に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第12条の規定に基づき、会員の企業情報の開示に関して必要な事項を定めることにより、会員企業の経営の透明性を確保し、委託者保護に資するとともに、商品先物取引の信頼性の向上を図ることを目的とする。

(開示資料の作成及び開示)

第2条 会員は、別紙1の年次ディスクロージャー項目記載要領（以下「年次記載要領」という。）に基づき、各事業年度ごとに業務及び財務等の状況に関する開示資料（以下「年次開示資料」という。）を毎事業年度終了後4ヵ月以内に作成しなければならない。

2 会員は、別紙2の月次ディスクロージャー項目記載要領（以下「月次記載要領」という。）に基づき、取引に関する開示資料（以下「月次開示資料」という。）を毎月ごとに翌月15日までに作成しなければならない。

3 会員は、年次開示資料及び月次開示資料（以下「開示資料」という。）をそれぞれの作成締切日までに本店及び従たる営業所に備え置くとともに、会員のホームページに掲載することにより開示しなければならない。

(有価証券報告書の代用)

第3条 会員は、年次開示資料について金融商品取引法に基づく有価証券報告書をもって代用することができる。ただし、年次記載要領に掲げる項目であって有価証券報告書に記載されていない項目があるときは、当該項目について年次記載要領に基づき年次開示資料を作成し、当該有価証券報告書に添付して開示しなければならない。

(開示資料の修正及び開示)

第4条 会員は、開示資料の内容に誤りがあつたとき又は不足があつたときは、速やかに開示資料を修正し、当該修正に係る開示資料を修正前の開示資料に追加して、開示しなければならない。

(年次開示資料の提出及び開示等)

第5条 会員は、年次開示資料について、作成締切日までに本会に提出しなければならない。

- 2 会員は、年次開示資料を修正したときは、年次開示資料の修正に係る開示資料を、修正の理由を付して、速やかに本会に提出しなければならない。
- 3 本会は、会員から第1項の規定に基づく年次開示資料又は前項の規定に基づく修正に係る開示資料の提出がないときは、当該資料の提出を請求することができる。
- 4 会員は、前項の請求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 5 本会は、会員から年次開示資料の提出があったときは、速やかに本会の本部及び支部の事務所に備え置くとともに、本会のホームページに掲載することにより開示するものとする。
- 6 本会は、会員から年次開示資料の修正に係る開示資料の提出があったときは、速やかに、修正前の開示資料に追加して、開示するものとする。

(開示資料の修正の請求等)

第6条 本会は、会員の開示資料に関し、誤り又は不足があると認めるときは、当該会員に対し、修正を請求することができる。

- 2 会員は、前項の請求があったときは、正当な理由がない限り、速やかに開示資料を修正し、当該修正に係る開示資料を修正前の開示資料に追加して開示するとともに、修正に係る開示資料が年次開示資料の場合には、速やかに当該年次開示資料の修正に係る開示資料を本会に提出しなければならない。

(情報開示の適用除外)

第7条 会員は、個人を対象とした受託等業務を行っていない場合など本会会長の承認を受けた場合には、この規則に基づく開示資料の作成及び開示を行わないことができる。

(制 裁)

第8条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、制裁規程に基づき制裁を行う。

- (1) 第2条の規定に基づき開示資料を開示せず又は虚偽の開示資料を開示したとき
- (2) 第4条の規定に基づき開示資料の修正又は開示を行わないとき

- (3) 第5条第1項又は第2項の規定に基づき、年次開示資料を提出せず若しくは虚偽の年次開示資料を提出したとき又は年次開示資料の修正に係る開示資料を本会に提出せず若しくは虚偽の修正に係る開示資料を本会に提出したとき
- (4) 第5条第4項の規定に違反して請求に応じないとき
- (5) 第6条第2項の規定に違反して開示資料の修正、修正に係る開示資料の開示、修正した年次開示資料の本会への提出を行わないとき

附 則

この規則は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年7月23日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

「別紙1・年次ディスクロージャー項目記載要領」中の「1. 会社の概況」における「⑧主要株主名」及び「⑨役員 の 状 況」の記載要領、並びに「2. 営業の状 況」における「⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項」の記載要領及び当該様式を改正。

年次ディスクロージャー項目記載要領

開示項目	記載要領	備考
<p>1. 会社の概況</p> <p>*① 会社名等</p> <p>*② 会社の沿革</p> <p>*③ 会社の目的</p> <p>*④ 事業の内容</p> <p>*⑤ 営業所の状況</p> <p>*⑥ 財務の概要</p> <p>(a) 資本金</p> <p>(b) 純資産額</p> <p>(c) 総資産額</p> <p>(d) 営業収益</p> <p>(e) 経常利益</p> <p>(f) 当期純利益</p> <p>*⑦ 発行済株式総数</p> <p>*⑧ 主要株主名</p>	<p>[取引参加者が取引の委託先となる商品取引員を選択する際に有益な情報となる会社の概況について、毎事業年度末現在で作成する。]</p> <p>会社名、所在地、電話番号、代表者役職・氏名を記載する。</p> <p>会社の設立日から作成日現在までの間における、創立経緯、商号変更、合併、資本金の変更、受託業務許可市場の変遷、支店の開設等につき簡潔に記載する。</p> <p>作成日現在の定款に記載された目的を記載する。なお、現在営んでいない事業については下線を付し、その旨を注記する。</p> <p>作成日現在の経営組織、主たる業務（商品市場における取引の受託業務又は委託の取次業務及び自己ディーリング業務）について簡潔に記載する。なお、海外先物取引受託業務、商品ファンド販売業務、現物販売業務等の従たる業務については、任意に記載する。</p> <p>本店及び従たる営業所について、店舗の名称、所在地、電話番号を記載する。</p> <p>作成日現在における主要な財務指標について記載する。なお、経過年度分を併記することを妨げない。</p> <p>商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出している旨を注記する。</p> <p>受取委託手数料を内書きする。</p> <p>作成日現在における発行済株式の総数を記載し、株式公開の有無について注記すること。</p> <p>所有株式数の多い順に 10 名程度について、氏名又は名称、住所または所在地、所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載する。ただし、個人株主の住所の記載は任意とする。</p>	<p>年表形式</p> <p>組織図、加入商品取引所・許可市場一覧表</p>

開示項目	記載要領	備考
*⑨ 役員の状況	作成日現在における役員について、氏名、役職名、主要略歴（入社年月、役員就任年月、現職就任年月、主要な兼職、中途入社の場合には入社前の主要な職歴等）及び所有株式数を記載する。ただし、主要略歴の記載は任意とする。なお、社外監査役については、その旨を注記する。	
*⑩ 従業員の状況	作成日現在における従業員数、平均年齢、平均勤続年数及び登録外務員について、総数並びに男女別及び営業・非営業別（登録外務員数を除く。）に記載する。	
2. 営業の状況	〔委託者に有益な主たる業務（商品市場における取引の受託業務及び自己ディーリング業務）に係る情報について、毎事業年度末現在で作成する。〕	
*① 営業方針	自社の営業方針、企業の特徴等について概括的に記載する。	
*② 当社及び当業界を取巻く環境	内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について概括的に記載する。	
*③ 営業の経過及び成果	当該事業年度における営業の状況について、受取手数料部門及び売買損益部門に区分して概括的に説明し、それぞれの収益金額の内訳及び年間売買高を記載する。なお、海外先物取引受託業務、商品ファンド販売業務、現物販売業務等の従たる業務については、任意に記載する。	
*④ 対処すべき課題	自社が対応すべき今後の課題等について概括的に記載する。	
⑤ 受託業務管理規則	受託等業務に関する規則第8条第1項の規定により、各社が定めている受託業務管理規則を記載する。	
⑥ 外務員の登録状況	期首及び期末における登録外務員数並びに期中における外務員の登録人数及び抹消人数を記載する。	
⑦ 委託者数	期首及び期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載する。	
⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項	<p>(a) 顧客等が提起したもの 顧客等が提起した苦情、紛争、訴訟について、当該年度に発生した案件の件数及び前年度から継続している案件の件数を、当該年度中の解決案件及び当該年度中の未解決案件別に記載する。なお、各事案の申出内容、処理概要及び判決の概要については任意に記載する。</p> <p>(b) 自社が提起したもの 自社が提起した紛争、訴訟について、当該年度に発生した案件の件数及び前年度から継続している案件の件数を、当該年度中の解決案件及び当該年度中の未解決案件別に記載する。</p>	<p>別記様式に基づき作成</p> <p>別記様式に基づき作成</p>

開示項目	記載要領	備考
<p>3. 経理の状況</p> <p>＊① 貸借対照表</p> <p>＊② 損益計算書</p> <p>＊③ 株主資本等変動計算書</p> <p>＊④ 個別注記表</p>	<p>(c) 双方が提起したもの 同一の案件に関し、双方が訴訟（反訴を含む）を提起したケースについて、当該年度に発生した案件の件数及び前年度から継続している案件の件数を、当該年度中の解決案件及び当該年度中の未解決案件別に記載する。</p> <p>(d) 値合金処理に関するもの 事務処理ミス又はシステム障害に関するものについて、当該年度に発生した案件の件数及び前年度から継続している案件の件数を、当該年度中の解決案件及び当該年度中の未解決案件別に記載する。</p> <p>〔委託者その他商品取引員と取引関係のある者に有益な財務関連情報について、毎事業年度末現在で作成する。〕</p> <p>「会社計算規則」第129条に基づくもののほか、以下の注記項目に留意して開示する。</p> <p>一 重要な会計方針に係る事項に関する注記 会社が現に採用している有価証券の評価基準及び評価方法、棚卸資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、繰延資産の処理方法、引当金及び特別法上の準備金の計上基準、営業収益の計上基準、その他貸借対照表及び損益計算書の作成のための重要な会計方針について記載する。</p> <p>二 貸借対照表等に関する注記 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳、㈱日本商品清算機構へ預託している有価証券の内訳、日本商品委託者保護基金に分離保管されている資産の内訳、無担保委託者未収金及び発生後1年を超えている委託者未収金並びに投資の部に計上されている委託者未収金の額、商品取引責任準備金の説明、委託者先物取引差金の説明、主な外貨建て資産の内訳等、貸借対照表に係る注記事項を記載する。</p> <p>三 損益計算書に関する注記 受取委託手数料・売買損益の内訳、他の商品取引員に委託している自己取引の値洗損益の状況等、損益計算書に係る注記事項を記載する。</p>	<p>別記様式に基づき作成</p> <p>別記様式に基づき作成</p> <p>「会社計算規則」第129条</p> <p>「会社計算規則」第132条</p> <p>「会社計算規則」第134条</p> <p>「会社計算規則」第135条</p>

開示項目	記載要領	備考
*⑤ 監査に関する事項	公認会計士の監査を受けている場合は、その旨を記載する。ただし、有価証券報告書をもって開示資料に代えている会員については、監査報告書を含めて開示する。	
⑥ 財務比率	作成日現在における主要な財務比率について記載する。	
(a) 純資産額規制比率	$\text{純資産額} (*) / \text{リスク額} (*) \times 100$ (*「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出し、「リスク額」は、同法第 211 条に基づく施行規則第 99 条により算出する。)	
(b) 純資産額資本金比率	$\text{純資産額} (*) / \text{資本金額} \times 100$ (*「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しているものをいう。)	
(c) 自己資本資本金比率	$\text{自己資本} / \text{資本金額} \times 100$	
(d) 自己資本比率	$\text{自己資本} / \text{総資産額} \times 100$	
(e) 修正自己資本比率	$\text{自己資本} / \text{総資産額} (*) \times 100$ (*「総資産額」は、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除く。)	
(f) 負債比率	$\text{負債合計額} / \text{純資産額} (*) \times 100$ (*「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しているものをいう。)	
(g) 流動比率	$\text{流動資産額} / \text{流動負債額} \times 100$	

(注) *を付した項目は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書をもって代えることができる。

「⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項」の開示様式

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互に話し合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 〇件	〇件	〇件	〇件	〇件	〇件	〇件
前年度から継続している案件の件数 〇件	〇件	〇件	〇件	〇件	〇件	〇件
合計 〇件	〇件	〇件	〇件	〇件	〇件	〇件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (c)表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 〇件	〇件	〇件	〇件	〇件
前年度から継続している案件の件数 〇件	〇件	〇件	〇件	〇件
合計 〇件	〇件	〇件	〇件	〇件

- (注) (c)表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴 訟		訴 訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 ○件	○件		○件	
前年度から継続している案件の件数 ○件	○件		○件	
合計 ○件	○件		○件	

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 ○件	○件	○件	○件	○件
前年度から継続している案件の件数 ○件	○件	○件	○件	○件
合計 ○件	○件	○件	○件	○件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

月次ディスクロージャー項目記載要領

開示項目	記載要領	備考
取引関連項目	〔委託者に有益な情報となる商品市場における取引の数量等について、毎月作成する。〕	
① 月間売買高	各商品ごとの売買枚数について自己・委託別に記載する。	
② 月末建玉状況	各商品ごとの月末現在の建玉数について、自己・委託別に記載する。	